

第十回 参議院大蔵委員会議録第三十二号

(四四四)

昭和二十六年三月三十一日(土曜日)午前十一時三分開会

委員の異動

三月三十一日委員清澤俊英君、吉田法晴君、佐多忠隆君及び山本米治君辞任につき、その補欠として下條恭兵君、片岡文重君、三輪貞治君及び秋山俊一郎君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○日本開発銀行法案(内閣提出、衆議院送付)

○資金運用部資金法案(内閣提出、衆議院送付)

○資金運用部特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵便貯金特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○納稅時割組合法案(衆議院提出)

○税理士法案(衆議院送付)

○相互銀行法案(衆議院送付)

○信用金庫法案(衆議院送付)

○信用金庫法施行法案(衆議院送付)

○閑税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(小串清一君) これより開会いたしました。

まず日本開発銀行法案の質疑を始めます。大蔵大臣は少し都合があつて司令部のほうに行かれたそうですから、

それが済んだらすぐ来られますから。尋ねしたいのですが、財産税というのは税額はどれくらいですか。財産税、さつきから聞いておるのですけれども、若しおわかりだつたら、ほぼ……わからなければわからないでいいのです。

○松永義雄君 一問一答でちよつとお尋ねいたいのですが、財産税といふのは御存じだつたら聞きたいのですが、一時財産税といつて税金を取りました。あの時の税額はどれくらいになつても、若しおわかりだつたら、ほぼ……わからなければわからないでいいのです。

○政府委員(舟山正吉君) お尋ねの趣旨がわからぬのですが、財産税……

○松永義雄君 ちょっとと長くなるのですけれども、石橋大蔵大臣が、曾つて

財産税を徴収して、そうしてその金を復興資金に差向けると、こういうことを言明したことがあるのです。それで、念のためにお聞きしたいと思いま

す。

○政府委員(舟山正吉君) 財産税は、税の当局からないと責任を持つてお答え申上げられないのです。それで、税の体系から申しまして、元本に食い入るところの財産税はそうむやみに徵収すべきでないということになつてお

りまして、戦後一回それを実施いたしました。今後差当つてはそういうもの

の計画はございませんように聞いてお

ります。それから富裕税も軽微な財産税ではないかというような論もあるの

でございますが、それ以上の細目にな

りますと、専門外でございますので、

私はお答え申上げかねます。

○松永義雄君 私強いて銀行局長にお

令部のほうに行かれたそうですから、

も、若し御存しならば、お答えができます。

○日本開発銀行法案の質疑を始めます。大蔵大臣は少し都合があつて司

務部のほうに行かれたそうですから、

令部のほうに行かれたそうですから、

たら、何も責任を持つてあなたのほうから聞きたいというのではなく、若し

は特殊の銀行であります開発銀行を設けて、それを補完するようにいたしました。

○油井賢太郎君 もう少しその点詳しく述べたいのですが、これは審議の

都合上そういうのをはつきりしたほう

が、日にちも切迫していることですか

が、できるだけ一つ親切な御答弁を願いたいと思います。

○政府委員(舟山正吉君) 私の御答弁

で意を盡しておると思つたのでござい

ます。この長期資金の供給が非常に緊要である、ところでこの市中銀行でありまするところの興銀なり勧銀なりにこれを賛助いたしましても限度が

あります。これは何も回収について安全を

保つておるのですが、造船資金の出

て来ると思つています。質の面

から申しますと、市中銀行の行

が、言つて見ますれば、市中銀行の行

います融資につきましては、資金の量

並びに質においておのずから限界が出

て來ると思つています。質の面

から申しますと、債券を発行して長期資金

を調達いたしますが、債券の消化能力

には限度がある、これ以上もつと出し

きましては、債券を発行して長期資金

を調達いたしますが、債券の消化能力

には限度がある、これ以上もつと出し

てもいいのだが、資金源が枯渇してお

る、こういう場面もあると思います。

それだから一般の商業銀行になります

と、それこそ質の問題になるのでございまして、短期資金を集め、短期金融をする建前にあります。ところ

が日本の商業銀行の実情におきましては、相当の長期資金を出しておりま

してこれらに融資を担当するのではございません。

す。例えば造船に関する資金とか、或いは石炭の設備資金とかいうものを出

しておるのでございます。併しこれらの短期商業銀行といたしましては、長期資金を専門の金融機関から出しても

らいたい、自分らは本来の業務である

ございます。それから量の面から申し

ましても、市中銀行が実はこれ／＼の

業にもつと資金を出してもらいたいと考

えておりまして、その資産構成等の

面からそれ以上出すことは好ましくな

いという事態もあるわけでございま

す。例えは現在造船資金の調達が非常

に重要な問題になつておりますけれども、各銀行の出しております設備資金

のうちで造船資金の占める割合といふものはこれは非常に顕著な率になつて

おる、造船資金にはもつと出したいの

が、言つて見ますれば、市中銀行の行

だが、それを出しても融資自体として

は別に不確実なことはないのだけれども、如何にも資産構成が悪くて、貸出

の構成のバランスを失する、こういう

よろな場合もござりますので、勢い手

控えるということになるのであります。

それからこれらの資金は経済全般から

申しますとどうしても出さなければな

らない資金である、こういうものは開

発銀行が市中銀行の後楯となりま

して、足らざるところを補つてやる、こ

ういう必要があるわけあります。そ

ういう趣旨でござりますから、開発銀

行が市中銀行を差受けまして卒先

してこれらの融資を担当するのではございません。

ざいません。この法案の規定の中にも開発銀行は市中銀行と競争してはならないという規定も特に設けまして、足らざるところを補つてやるのだといふ趣旨を明らかにしておる次第でござります。

○油井賢太郎君 市中銀行で長期資金の貸出を今まで専門にやつておるのは興銀或いは勧銀だと思うのであります。が、そうしますと興銀、勧銀等から肩替り等の要求があつた場合には、積極的にこの開発銀行がそれを引受けようと、うよううな構想になるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) いわゆる直接の肩替りという言葉には当てはまらないかも知れませんが、事業会社に対して開発銀行が新らしく貸付けるとか、或いはその事業会社の社債を開発銀行が応募してやるという方法によりまして、資金を供給いたします。その資金を市中銀行からの貸付の弁済に充当する、こういう途は用意してござります。

○油井賢太郎君 結局長期資金は成るべく開発銀行で賄うことが市中銀行の、例えば勧銀とか興銀あたりのやはり要望となつておるわけなんですか。

○政府委員(舟山正吉君) できるだけ長期資金を開発銀行で融通するという建前はとつております。ところが金融債の消化能力には限界がござりますので、勢い貸出をしたいものにつきましても、これを制限して行くといふ結果になつております。それらを開

発銀行が助けてやる。足らざるところを補つてやるという建前でてきております。

○油井賢太郎君 大変御趣旨は結構だと思います。

○銀行で二十六年度に予定しておる資金の資金といたしましては、先ず当初見返資金から出します百億円、これは全額貸出に充当できます。そのほかに法案の規定によりまして復金の貸付金の回収せられたもの、而もそのうちに二十六年度につきましては、復金の予算といたしまして国庫に納付すべき額がきまつております。それを納めまして三十億を加えた程度のものでございま

す。

○油井賢太郎君 次に復金との関係ですが、復金は仕事を停止しておるわけですね。併しながらやはり復金のようない制度があつたほうがよかつたということを政府が認識されて、こういう銀行の二十六年度の資金は、百億にその三十億を加えた程度のものでございま

す。

○油井賢太郎君

次に復金との関係で

○政府委員(舟山正吉君)

長期資金の供給が民間金融機関の力だけでは十分にできませんので、政府の後援による特殊金融機関をこしらえまして、これによつてその長期資金を賄わすことが必要だという結論に達したわけであります。

○政府委員(舟山正吉君)

これは証券取引法によりまして、証券の売買、応募、引受け等について政府の免許を受けた者を中心として考えております。

○松永義雄君 そこにある証券業者が

おりましたような機能を又復活するこ

となるかと思いますが、復金についてはいろいろ問題がございますので、そういうことになつたのでございます。

○政府委員(舟山正吉君) 金額が多くなります。それが今度日本開発銀行になるとそういう面倒なことはなくなる。面倒なことというのは一体どういうことですか。

○政府委員(舟山正吉君) このことはすでにもう世間で論議されておりますので多言を要しないのでございますが、復金の融資等がいろいろ政治的事情等にからまりまして、復金の貸出が純粹に事務的に行われない、こういう非難があつたわけでござります。

○松永義雄君 今度の開発銀行の目的として、あなたの言葉の解釈によれば純経済的にこれで進んで行こうといふ行の設立を企図されたものと我々見ていいのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 長期資金の供給が民間金融機関の力だけでは十分にできませんので、政府の後援による

特殊金融機関をこしらえまして、これ

によってその長期資金を賄わすことが必要だという結論に達したわけであります。

○政府委員(舟山正吉君)

これは証券取引法によりまして、証券の売買、応

募、引受け等について政府の免許を受けた者を中心として考えております。

○松永義雄君 そこにある証券業者が

多いとかいう意味の困難の意味か、

それとも事業上のことから来る困難ですか、どういうのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 金額が多くなることでもそろいふうに、如何

て一般的民間の消化では全額消化し切れないのでございまして、それから又社債になりますと、これは長期の投資になりますので、そこで事業

自体として長期に亘つては採算も合

いません。

それとも事業上のことから来る困難で排撃して改めて行こう、おつしやることはいつでもそろいふうに、如何

なこと、たる国会、議会においてもそういうことをいつでも政府は言つておる。言つておつて、そうして法案ができたあと

は実際はどこかと言つたら、又それは同じことだ。一体そういうものに対し

てはどういうふうに補償されて行かれ

るか。政府が負担すると、こうおつし

やるのであります。市中で引受

けることが困難であるという意味は、

市中ではそのようなあぶなくてとても

手を出さないようなものを開発銀行が

受け取るのだと、こういう意味ではない

のであります。何分現在資本の蓄積が足りませんので、市中には長期資金が十分ございません。そこで市中では出

したくても長期資金を出せないという

場合が非常に多いのであります。それ

を政府蓄積の長期資金で賄つてやる

といふことでございまして、この銀行

が情実的な貸出をするとか、或いは不

良貸になることもあります。銀行で引受けたことがあります。それから濱口大臣

大臣ですか、あの内閣のときに、有利

ぼろげながら記憶しておる。一体これ
は担保でもとつてやろうといふのです
か。社債なんか元は物上担保とかい
ふことがあります。これには法律的な意
見があると思いますが、その担保關係
は……。

○政府委員(舟山正吉君) この貸付資
金の融通が確実でなければならぬと
いうことを法律で規定しまして、銀行
の經營者にこれを遵守せしめるように
いたしておるのでござりますが、従つ
て銀行の經營者が貸出をいたします場
合には、償還が確実であるということ
を確保いたしますために万般の措置を
講ずるわけでございまして、担保をと
ることもその中に入つて参ります。

○松永義雄君 第十八條の二項の社債
ですね、これは銀行にあらざる直接工
業会社なら工業会社の発行する社債と
いう意味ですか。

○政府委員(舟山正吉君) そうでござ
います。

○委員長(小串清一君) ちよつと申上
げますが、只日本開発銀行のほかに
資金運用部資金法案も併せて質疑を:
やはり関係の政府委員が大分出ておら
れますから、一方だけでなく、両法案
の御質問をお願いしたいと思います。
ちよつと速記をとめて下さい。

[速記中止]

○委員長(小串清一君) 速記を始め
て。今同時に議題といたしました資金
運用部資金法案につきましては、この
ような修正の提案を共同一致で出そ
としておるのであります。朗読しま
す。

○野溝勝君 朗読しなくともよい。
○委員長(小串清一君) 同時に資金運
用部資金法案の施行に伴う関係法律の

整理に関する法律案というものが、これ
を修正すれば、やはりこの関係法令も
同時に議題とすることにいたしま
す。これは共同でこういう修正案を出
す、こういうことにきました。

○委員長(小串清一君) それでは質疑
を続行いたします。

○野溝勝君 あなたの共同提案の決
定、それについて実行を図るようにな
なたのほうで努力することをしてもら
いたいと思います。

○委員長(小串清一君) 無論この修正
案に対しては各党は皆賛成のようです
から……。

○野溝勝君 衆議院のほうでは修正は
しておらないのですが、そういう点に
ついて参議院は会期も迫つてゐる際だか
ら相当な努力をしなければならんと思
います。

○油井賢太郎君 今野溝君のお話のよ
うに時間もないですから、これはこの
委員会から代表を挙げて、すぐGHQ
のほうへ了解を求めて行くようにお詣
りになつたらどうですか。

○委員長(小串清一君) 油井君の御意
見の通りにしますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○油井賢太郎君 その方法は委員長に
指名を御一任願います。

○野溝勝君 各党から一名づつ
出して行くようにしたら……。

○委員長(小串清一君) そうすると会
議ができなくなつてしまふ。一人か二
人行けばいいのじやないかと思いま
す。

○野溝勝君 社会党からは、御迷惑だ
が三輪君に一つ……。

○委員長(小串清一君) それでは社会
場合は別といたしまして、差向きは起
ましても、三月末までに資金運用部

党から三輪君、民主党からは油井君、
お二人のかたにお願いすることにいた
します。

○油井賢太郎君 自由党からも一人行
つてもらわなければ都合が悪い。野党
だけ來たからなんて言われると……。

○野溝勝君 共同提案だからいいでし
ょ。

○委員長(小串清一君) それでは質疑
を続行いたします。

○野溝勝君 あなたが質問を続行しま
す。それで質問を続行します。

○松永義雄君 郵政省に、資金運用部
資金法案に関連する法案について御質
問をいたしたいと思うのであります。

○野溝勝君 お話を伺つて、その主
張される自由党として挙げられている
ことについて、果してどういうもので
あるかどうかということをお伺いした
いと思うであります。審議を促進す
るために、簡単に一つ御質問いたした
いと思いますが、貯金の利子の支払い
がどうなるか、預金部職員の給料の支
払がどうなるか、及び金融債のことが
どうなるかという点につきまして一つ
お伺いいたしたいと思います。

○政府委員(舟山正吉君) 貯金利子の
支払がこの資金運用部資金法案の施行
が遅れることによつて差支えが生ずる
のではないかといふことの心配であり
ます。実際問題といたしましては

預金側に利子の支払ができないとい
うことは、余り長きに亘つて延びます
場合に別といたしまして、差向きは起

らないと思います。その他の点につき
ましては私のほうの関係でございません。

○政府委員(舟山正吉君) 来年度の予
算は資金運用部として予算をとつてござ
いますので、この法案が通りません
で、預金部として継続いたしますなら
ば、預金部としての予算は一文もな
いことに相成ります。

○松永義雄君 預金部の職員の給料の
支払なんですが、全然できないとい
うことになるんですか。何とか暫定的に
も一時凌ぎをつけて行くという方法が
ないのかどうか。

○政府委員(舟山正吉君) 国会の議決
を経ました予算を遵守しなければなら
んといふことでござりますれば、一文
も出す途はないのであります。職員の
生活費を、その個人的な貸借関係で繋
いで行くというようなことがあります
れば、おのずから話は別であります。

○野溝勝君 それからこの金融債の発行につきま
してもお尋ねがあつたのをお答え洩らし
たのであります。現在におきまして
は法律案についての司令部の了承のほ
かに、予算その他の政府資金の出し入
れにつきましては、計画を立てまして
司令部の了承を得ることになつておる
であります。そこで預金部資金につ
きましては、三月末までに資金運用部

法案が通る、言い換えますれば預金部
を改組するという前提の下に、ただ資
金のほうは、できるだけ早く産業界に
還元してもらいたいといふこちらの要
請に対しまして、只今申しました前提
の下に十二月から金融債の発行が認め
られておるのでござります。ところが

しましては全然ございませんので、
他から借入れるということになるわけ
であります。それは飽くまで公のもの
ではありません。それが普通の銀行から金を
いまして、個人が普通の銀行から金を
借りる場合と何ら異なりませんで、共
済組合ではありますても、誰がそこか
ら借りるかと申しますと、これは国
が、或いは特別会計が借りるといふこ

につきましては当初の約束と異なると
いう理由を以ちまして、実は三月中の
金融債の発行計画中預金部の引受けま
すもの約五十億は当初の計画に反しま
して、これを実行いたさなかつたので
あります。これらが興業銀行を初め
といたしまして資金計画に非常な齟齬
を来たして、金融界では相当問題にな
つておることを申上げておきたいと思
います。

○松永義雄君 預金部職員の給料の支
払のことですけれども、仮にこれは非
現業員共済組合というようなところで
一時立替払というようなことは、要す
るに予算と関係ないことでしよう。予
算に関係あるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) そういうよ
うな法的立場を離れて借金をいたしま
すことの適当かどうか、それらに対し
て又利子を払わなければならんかどう
か、こういう問題が附隨して参りま
す。私どもは国会の議決を経ました予
算といふものは厳正にこれを守つて行
くべきものであると考えておるのであ
ります。

○松永義雄君 その先は水掛論になる
かも知れませんが、予算に関係がある
かないか、非現業員共済組合において
立替払とすることは……。

○政府委員(高橋俊英君) 予算といつ
しましては全然ございませんので、
他から借入れるということになるわけ
であります。それは飽くまで公のもの
ではありません。それが普通の銀行から金を
いまして、個人が普通の銀行から金を
借りる場合と何ら異なりませんで、共
済組合ではありますても、誰がそこか
ら借りるかと申しますと、これは国

とにはなりません。

○松永義雄君 金融債のほうは、これは了解を得ればできる建前、建前はそなつておるのじやないですか。

○政府委員(舟山正吉君) この政府資金の金融債引受け等の支出につきましては、すべて了解を得なければならぬことになつております。

○松永義雄君 つまりこの法案が通過する、通過しない、延びると延びないと問わず、了解を得ればできるということになつておる建前であるかどうか。

○政府委員(舟山正吉君) この了解と申しますか、許可と申しますか、それを得なければ出しえないのでございまして、本件につきましてはこの了解が得られないでございます。

○野溝勝君 二、三點お伺いしたいのですが、先ほどからお聞きしておりますと、銀行局長は国会の議決を尊重しておるということを盛んに言われるのですが、国会の議決は、すでに第五国会において完全に各党の意見が一致しております。それによりますると、預金部資金につきましては從来の方針通りやつてもらいたいという議決なんです。それをなぜ資金を運用するのに恒久的に統一しようというような御意思を持つに至つたかといふことです。この点については、あるいは筋からの勧告もあつたといふ点で、さような方向に向つているらしいのでございますが、いやしくも国会で議決されたことを政府当局は、それを尊重して努力を払うべきものと思います。

その点一体政府はどういうふうにその国会の議決を連合国に対し持つて行つて話かけたかといふ点について一つ

お話を承わりたいと思います。

○政府委員(舟山正吉君) この国会の議決につきまして、両院の議決のありましたことは十分承知しております。

それを取上げまして内閣の政策として事務的の進行を私どもは命ぜられましたときは、その線に沿うて努力しておつたわけであります。その後、今度はいろいろと來年度の予算に関連いたしまして、預金部の面はこういう方向で行つたわけであります。その後、今度は又その線に沿つて私どもは努力しておる次第でございます。

○野溝勝君 事務局といたましましては内閣の決定に基いて仕事をやる、作業をやるということについてはよくわかれました。併し政府が国会の議決の尊重をせざして、無視して勝手に閣議で以て国会の議決以外の方向へやるようなりました。併し政府が国会の議決の尊重大づかみの枠でも与えるべきだと思うのであります。それで、そういうこともしないと大蔵大臣は言つておられるのです。が、そういう今意図しておられるようなり方で、果して自立経済計画にマッチするようにこの資金が運用できることをお考えかどうか、事務的の立場から見通しをお尋ねしたいと思いまして、残余のことについてお話を留保しておきます。

○下條恭兵君 私は今日この委員会に代つて参りましたので、開発銀行法については第一回の審議の模様も存じませんし、なお又昨日予算委員会で大臣に一応二、三のことを質問いたしましたので、その続きといいたしましては、産業別にどういう資金計画を立てて居るかということは、これはできな

す。

○政府委員(舟山正吉君) 自立経済につきましては安定本部を中心にしてまして政府として計画を持つてゐるわけござります。これを金融的な措置といつてしましてどう実施するかといふことにつきましては、この資金の量から申しましても、まあ政府の資金ばかりでござりますが、この資金計画なりに付けてくるかといふことは、これはできな

い相談である。その情勢の推移に応じて、時々刻々適正な業務を行なつて行くことが最も事情に即したままである。その情勢の推移に応じて、時々刻々適正な業務を行なつて行くといふことが最も事情に即したものでござります。

○下條恭兵君 そういう構想を伺うとなお私は折角立つてある自立計画と必ずしもマッチしないような政府の計画が、例えば造船をどれだけ伸ばすとか、あるいは政府の資金を使うとか、電源開発をどうするといつても、これで補つて行くのでございまし

て、これが現在の経済組織の大きさなり方でございます。そこでこの開発銀行の業務のとり方ということにつきましては、先ほど申上げましたが、市中金融機関のやつて参りますことを補完する。その力の及ばざるところをこれを助けて行くという立場をとるわけでございます。従つてこの開発銀行だけにつきまして、これらの産業を助成するために各産業ごとにこれ／＼の資金を出す、こういう建前はとつておらないでございます。そこでこの市中金融機関で賄つて行けますところは、何も機関で賄つて行けますところは、何も

は設備資金である以上、当然この設備資金といものは政府の策定している自立経済計画にマッチした方向は資金が流れ出なければならぬと我々はこう考えるのであります。併しこの條文を見ましても、なお又大蔵大臣の昨日の答弁からいたしましても、この資金の運用に対しては全く市中銀行のやり方と同じように、開発銀行の首腦部に任せつけりにすることだといふことを言つておるのであります。銀行局長は事務的に見まして、そういう開発銀行の総裁以下の首腦部に全部任して、まあ何らの制約を加えない、我々考えれば当然造船にはどれくらいとか、或いは中小企業にはどれくらいといふような大づかみの枠でも与えるべきだと思うのであります。それで、そういうこともしないと大蔵大臣は言つておられるのです。が、そういう今意図しておられるようなり方で、果して自立経済計画にマッチするようにこの資金が運用できることをお考えかどうか、事務的の立場から見通しをお尋ねしたいと思いまして、残余のことについてお話を留保しておきます。

○下條恭兵君 そういう構想を伺うと

がそういううほうに有効に使われるかどうかということに非常に我々は疑問を持つわけであります。資金の量から言えば、或いは僅かであるかも知れんが、併し現在の市中銀行の長期資金の貸出の量なんかを見れば殆んど問題になる所がないものなのでありますからして、この開発銀行に一般がかけている期待は大きいと思うのでありますから、そういうようなことからも、私はどうもこれで行くと必ずしもうまく行くかんように思うのでありますけれども、見解の相違でありますから、この点はこれで打切りますが、第三條に「主たる事務所を東京都に置く。」とあつて、第二項に従たる事務所を必要な地に置くことができる書いてあるのでありますけれども、これは設備資金でありますからして、長期の設備資金でありますからして、長期の設備資金が必ずしも大企業に限るとは思いませんし、中小企業なんかでも当然、むしろ中小企業なんか却つて市中銀行で嫌うような設備資金もあるのではありませんけれども、大体どれくらい設置されるお考えであるかお伺いしたい。

○政府委員(舟山正吉君) 開発銀行の発足に当りますては、その資金量の関係もあり、融資対象も初めから非常に広範囲に亘るということも考えられませんので、差当つて従たる事務所は大阪、名古屋、福岡等の地域に置かれる

事務所を置きたいと思います。これが

○下條恭兵君 大阪、名古屋、福岡、まあ当然日本経済の今の実情からして御尤ものように思います。が、東北のほうとか、北海道のほうには全然計画はないのですか、当面の問題として…。

○政府委員(舟山正吉君) 大体置かれると間違のないという確実な所だけを申上げておるのでございまして、その他の地域につきましては、銀行のできました後考究いたしたいと考えております。

○下條恭兵君 例えは大阪或いは名古屋とかありますと、相当或いは東京よりもこの産業的な規模からいと大きいのじやないかと思うくらいですか

ら、当然こういう所の支店長というか、どういうことになりますか知りま

せんが、こういう從たる事務所の首脳部といふのは、理事が当るとかなんとかいう計画のようであります。が、そ

う点を一つ…。

○政府委員(舟山正吉君) それらの点につきましては、銀行ができました

後、経営者が最も能率よく且つ責任態

勢がはつきりするようにきめらるべき問題だと考えておるのでございまし

て、政府としては腹案を持つておるわ

けではございません。

○下條恭兵君 大体支店のできる場所

は考えているけれども、そういうス

タッフについては考えておらないと言

つておられるのですが、この法案を見

ると、理事以下は総裁が任命することになつておるようですから、知らんと

言われば御尤もとも考えられるので

すが、何かそういうことではなく、當

然この法案の立案に当つては事務當局

としてお考えになつていたはずだと思

うのですが、實際には大阪とか名古屋

に對して銀行局長が、曾つての復金が

とか或いは福岡とかいえば、当然役員なり理事が行つておるようだるだろうと私は常識としてそういうよう考えるのですが、そういう点もお考えになりましたが、當面の問題として…。

○政府委員(舟山正吉君) 主要支店に申しても或いはそうなるかとも考

えますけれども、政府からこれを特に強制するというようなことは考えてお

らないのでございまして、まあ銀行と

して經營のやりやすいようやるべきであるうという考えなのでございま

す。

○下條恭兵君 私がお尋ねしましたのは、その次の第十條に役員の定数があ

りますので、これに関連すると思つて先ずお尋ねしたのであります。が、総

裁、副総裁のほかに理事が七名以内と

ありますけれども、これが支店があ

つても十でもできて、いずれも理事

が行つて支店長を勤めるというような

ことになりますと、理事といふのは、

全部地方に出ておつて、本店には総裁

と副総裁しかいないというようなこと

になつて来て、役員の数がこれじや非

りません。

○下條恭兵君 七名以内と

は審議会がございまして、それを通じて各方面からいろいろの注文もあつた、それらが或る程度実現せられました、まあ結局融資に対する責任の帰属

といふものがはつきりしなかつたとい

うことが一番の欠点であつたろうと思

うのであります。それで今度は經營者

に全責任を負わせるということにいた

しました。私は復金に比べましてこの

ほうよりよろしく、こういう確信

しまして相当のゆとりを取つておつた

つもりでございますが、若し足りない

ことがあります。が、法律改正も決してやぶさかではございません。

○下條恭兵君 先ほど松永委員の質問が

云々と言つたのであります。が、曾つてなり理事が行つておるようだるだろうと私は常識としてそういうよう考えるのですが、そういう点もお考えになりましたが、當面の問題として…。

○政府委員(舟山正吉君) 開発銀行は役員なり、支店長を置くのが大銀行の通例になつております。開発銀行としましても或いはそうなるかとも考

えますけれども、政府からこれを特に強制するというようなことは考えておらないのでございまして、まあ銀行と行われるようになりますと、これは非常に強大な権限になりまして、又今まで復金で起つた弊害の逆の弊害、つまり發銀行の首腦部に運用を任して行くと政治的な貸出なんかが非常に大規模に行われるよう疑いが大いにあると私は思うであります。そういう意味からしまして、私は理事の数が少いのではないかとか、あるいは支店の支店長はやらないかとか、あるいは支店の支店長はどうなるかということをお尋ねしておられるのであります。が、こういう点に対し

て銀行局長は、将来そういう危険が絶対ないとお考えになるかどうかといふ場合に、何よりも経済の民主化が叫ばれ、金融の民主化が叫ばれる際に、は圧倒的な勢力を持つて来るのではないかと私は想像いたしますが、そういつて決定される。而もこれが日本の金融界において、設備資金の上においては、その法律のままで仮に通過するとしますと、総裁、副総裁一、二の人たちによ

う場合に、何よりも経済の民主化が叫ばれ、金融の民主化が叫ばれる際に、は圧倒的な勢力を持つて来るのではないかと私は想像いたしますが、そういつて決定される。而もこれが日本の金融界において、設備資金の上においては、その法律のままで仮に通過するとしますと、総裁、副総裁一、二の人たちによ

う場合に、何よりも経済の民主化が叫ばれ、金融の民主化が叫ばれる際に、は圧倒的な勢力を持つて来るのではないかと私は想像いたしますが、そういつて決定される。而もこれが日本の金融界において、設備資金の上においては、その法律のままで仮に通過するとしますと、総裁、副総裁一、二の人たちによ

う場合に、何よりも経済の民主化が叫ばれ、金融の民主化が叫ばれる際に、は圧倒的な勢力を持つて来るのではないかと私は想像いたしますが、そういつて決定される。而もこれが日本の金融界において、設備資金の上においては、その法律のままで仮に通過するとしますと、総裁、副総裁一、二の人たちによ

う場合に、何よりも経済の民主化が叫ばれ、金融の民主化が叫ばれる際に、は圧倒的な勢力を持つて来るのではないかと私は想像いたしますが、そういつて決定される。而もこれが日本の金融界において、設備資金の上においては、その法律のままで仮に通過するとしますと、総裁、副総裁一、二の人たちによ

う場合に、何よりも経済の民主化が叫ばれ、金融の民主化が叫ばれる際に、は圧倒的な勢力を持つて来るのではないかと私は想像いたしますが、そういつて決定される。而もこれが日本の金融界において、設備資金の上においては、その法律のままで仮に通過するとしますと、総裁、副総裁一、二の人たちによ

發銀行のほうからこれは相談して来るであろうということをいつておりますが、こんな相談して来ることを待つような消極的なやり方をやらないで、なぜこの参与の中に各経済省から事務次官なり何なりの参与を加えるということをお考えにならなかつたのかどうかということをお尋ねします。

○政府委員(舟山正吉君) 役所の者が相当権威ある地位に就きまして有力な発言をするということは、これは又よし惡しのこととございまして、審議会の制度をとらなかつたゆえんもそういうところにあるわけでござります。この参与の数も又非常に多くなりますと、日本において各種の委員会の制度等が實際有名無実に終つておるという事例もござりますので、本当に人材を極く少數相談役として任命するとのほうがより適切であると考えたわけであります。その他につきましては、開発銀行の運営につきましては、先ほども申上げましたように行政當局或いはその他といふの連絡をとらして、独善的にならんようにな実際問題として指導していくことが一番効果があろうと考えておる次第であります。

○下條恭兵君 私は何よりもこういう政府資金の貸出なんといふものは、国民大眾が疑惑を持たざるように明確に扱う必要があると思うので、そういう意味からすれば、私はそういう各官庁の内面指導というようなことは、却つても仕事がやりよくなるといふと見て暗い印象を与えてますいと思いますけれども、これは問題は別としまして、これは銀行局長にお尋ねするよりあとで大臣にお尋ねすべきであると考えるのでありますけれども、これは

○政府委員(舟山正吉君) 現在は他の制度についても同様なんでございますが、立法機関と行政面とは然と区別するといふ建前を持つておるのであります。そこでまあこの裁の任命は行政面に属しますので、総理大臣の任命だけと申した次第でござりますので、御了承願いたいと思います。

○松永義雄君 ちょっと簡単ですが、第一條に「一般の金融機関が行う金融を補完し」という文句があるので、それから第十八條第三号に「銀行が、それから他の金融機関の貸付に係る開発資金の返済に必要な資金を貸し付け」、

○政府委員(舟山正吉君) 必ずしも貸し増しだけを考えているわけではございません。

○松永義雄君 そうすると第三号は貸し増しだけを考へておるのです。

○政府委員(舟山正吉君) 現在では開発銀行が重荷となつているようだ。

○松永義雄君 それでそれをこつち

の金を貸してやるということになる

と思ふのですが、若しそうなるとすれば、なぜそういうことをしなければならないかということを聞きたい。

○政府委員(舟山正吉君) これを事業会社の側から見ますると、市中銀行から多額の長期資金の借り入れをしてい

る。これを社債に替えてやります。

○松永義雄君 だからこそから出す金は間違いか

ません。

○政府委員(舟山正吉君) これが市中銀

行がございませんと、市中金融機

関ですでに貸出していることが重荷に

なつて、その他の活動ができるとい

う場合があるわけであります。それによれば、余り貸出が過ぎて弱つて市中銀行が貸出をし過ぎてしまつて、そ

うして困り抜いて、そんな所に貸す

ことがあります。そういう際にこの市中金融機関が重荷となつて、今になつて気がついて、余り貸出が過ぎて弱つて、何とかしてやらなければいけない、そ

うところへこの法律がはまつて来て、どうして我々国民が負担している

この金を市中銀行に廻すといふことが

なつた文句ですが、何もあなたのこと

を言ふのじやないですか、この頃大蔵省は全く金融プローカーの市場である

かのような感じがする、こういう噂す

ら、私は事実じやないと思うが、世間

にそういう言葉すら起つておるといふ

ことを非常を遺憾とするのですが、一

体その金融機関の金を貸すのに、自分

の力で自分の責任において貸せばいい

のに、それが内部指示だと、何といふ

うか、そういうことは避けたいから今度は参与を設けるのだ、こういう文句

を引用していられるのであるが、實際

の金を貸してやるという規定なんです

が。それでは、これがよく皮肉な文句として

通りである。すでに復金において国民

がここに非常な負担をいたしておる。

○松永義雄君 銀行局長の答弁はかな

り論に合わない詭弁的内容を含んで

いると思いますが、重荷になつて

いるのをその荷を軽くしてやるといふ

でござります。

○松永義雄君 銀行局長の答弁はかな

り論に合わない詭弁的な内容を含んで

いると思いますが、重荷になつて

いるのをその荷を軽くしてやるといふ

でござります。

ましても、現在市中金融機関のもつて

いるものと引受けたる回収

に引受けたるということではないの

でござります。

○松永義雄君 銀行局長の答弁はかな

り論に合わない詭弁的な内容を含んで

いると思いますが、重荷になつて

いるのをその荷を軽くしてやるといふ

でござります。

今まで行われておる。昨日、一昨日まで瞬間に至るまで、この法案が通過するまでには実際こんなことをやつて果していいのかということを我々は聞いておる。法案を作る人はこの法文はいい法文だ、立派な條文であるとお考へになつてお作りになるかも知れんが、併しこれを実際運用する人がその当を得なかつたり、その法案が適当でないということになると又もや国民党に迷惑をかける、そういうことは一度ならず二度ならず聞いておる。あなたにその覺悟如何ということを聞いてもしようがないのですが、ただその心配をしておるということを申上げて置きます。

○政府委員(舟山正吉君) 肩替りの規定がありますが、肩替りは全部銀行救済の好ましくないものであるといふ

うにきめて頂きますことはいささか迷惑なのでありますし、この新規の貸出につきましても、いけないものはいけないのであります、それで開発銀行も当然すべき仕事をしなければならないので、救済的な金融、或いは情実的な金融になつてはいけないとこ

とは、この法案の上においても実際の指導の上においても固く戒しめておるところであります。肩替りはいかん、肩替りは銀行の救済になるのだといふような仰せでありますけれども、肩替りは銀行の救済になるのだといふ好都合のことがある。又商業銀行におきましても、その持つております長期の貸出を肩替りをしてもらえば、長期の資金によつて得ましたところの資金を本来の業務の短期金融に廻すことができる、これは経済界のために非常に望ましいことであります。そういうよ

うな経済界のためによい結果をもたらしますよな場合に限つてこの開発銀行は新規融資し又肩替りする、こういふふうに運営さして行く考え方であるわけであります。

○委員長(小串清一君) それでは午後一時まで休憩することにいたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時五十四分開会

○委員長(小串清一君) それではこれより午前に引き続き開会をいたします。

税理士法案、衆議院送付の案について予備審査をいたします。発議者の衆議院議員三宅則義君の発言を求めます。

○衆議院議員(三宅則義君) 私は衆議院議員の三宅則義でございます。本日議題になりました税理士法案の提案理由の説明をさせて頂きます。衆議院におきましては、川野芳満、三宅則義、宮幡靖、宮腰喜助、松尾トシ子、いわゆる自由党、民主党、社会党各派共同提案でございまして、この趣旨に

ては、税理士として業務を行うために現行のせん衡による許可制度を廢止して、原則として試験による登録制

度及び登録制度を採用して、人格及び能力ともに適切な人材が納稅者の代理等の業務に當り、納稅者の信頼と国家の期待に答えて租稅負担の適正化を図りつつ申告納稅制度の適切な發展に資せしめることとする等のため、現行稅務代理士法を廃止しまして、税理士法を制定することといたしたいと存する次第であります。以下本法案の概要を簡単に説明いたします。

先ず税理士の名称を税理士と改称することといたしました。税理士の取扱う業務は、現行代理士の業務である國稅に關する稅務代理及び稅務書類の作成並びに稅務相談のほか、新たに

市町村民稅、附加価値稅等に関する事務を追加しました。改正法におきましては、税理士として業務を行うために現行のせん衡による許可制度を廢止して、原則として試験による登録制

度に改め税理士の水準の向上を図りました。そこで税理士となる者は人格、能力とともに適当とされる人に限り、且つその権利義務についても明確にして置くことが必要であると考えられるのであります。そこで税務職員は、税理士が青色申告者を代理する権限を与えられたことをあらかじめ書面を以て申出たときは、その代理する事項に関しまして、その納稅者について調査をするた

めに通知するときは、同時にその旨を税理士にも通知し、又協議團の協議官は、税理士が納稅者を代理する権限を

は、税理士試験を受けることなく登録を申請することができることとし、業務を続行できるよう考慮いたしました。

最後に新法施行の際の稅務代理士

度及び登録制度を採用して、人格及び能力ともに適切な人材が納稅者の代理等の業務に當り、納稅者の信頼と国家の期待に答えて租稅負担の適正化を図りつつ申告納稅制度の適切な發展に資せしめることとする等のため、現行稅務代理士法を廃止しまして、税理士法を制定することといたしたいと存する次第であります。以下本法案の概要を簡単に説明いたします。

税理士となる資格を有する者が税理士となり、その業務に従事しようとするときは、税理士名簿に登録を受け、税理士証票の交付を受けることといたしました。この場合において、一定の登録拒否事由に該当し税理士業務を行うことについて公正な稅務専門職業家として適當でないと考えられる者は、この登録を受けることができません。

税理士業務が納稅者の利害に及ぼす影響は重大でありますので、以上のようには、税理士による許可制度を廢止して、原則として試験による登録制度に改め税理士の水準の向上を図りました。そこで税理士となる者は人格、能力とともに適當とされる人に限り、且つその権利義務についても明確にして置くことが必要であると考えられるのであります。そこで税務職員は、税理士が青色申告者を代理する権限を与えられたことをあらかじめ書面を以て申出たときは、その代理する事項に関しまして、その納稅者について調査をするた

めに通知するときは、同時にその旨を税理士にも通知し、又協議團の協議官は、税理士が納稅者を代理する権限を

は、税理士試験を受けることなく登録を申請することができることとし、業務を続行できるよう考慮いたしました。

以上本法案の概要を御説明申上げました。

税務代理等を行う専門職業家の活動が申告納稅制度の發展と稅務行政の円滑化に及ぼす影響の重大性に鑑み本法案の速かな成立を希つてやまないものであります。何とぞ御審議の上賛成されますよう切望する次第であります。

甚だ御多忙中恐縮でありまするが、何とぞくれぐれも速かに御審議あらんことを重ねてお願い申上げます。

○松永義雄君 若し時間がございましたらその時間だけ質問して見たいと思うのですが、何かほかの議案について御進行になるなら遠慮してもいいのですが。

○愛知揆一君 ようと議事進行について。他にも衆議院から送付された案件があるようありますから、その提案理由の御説明を願いまして、それから質問に入ることにいたしたいと思います。

○委員長(小串清一君) 今愛知委員の言われたように更に西村代議士からの相互銀行法案についての提案理由の御説明があるそうですから、これは先ずこの程度にしまして、この相互銀行法の提案理由の御説明を願いましょう。

○衆議院議員(西村直己君) 衆議院の西村直己代議士でございます。只今議題となりました相互銀行法案は、自由党、国民民主党、社会党共同提案でございまして、発議者代表が事故がございましたので、私代つて提案理由を御説明申上げます。

我が国における産業の構成上、中小企業の占める地位が極めて重大であつて、これに対する適切な金融施策の必要が痛感せられておりることは申すまでないところであります。從来中小金融対策として預金部資金、見返資金等の政府資金の導入、商工組合中央金庫の活用等の諸方策が講ぜられ、相当の効果を上げていることが認められるのであります。今後これらの施設をよりまして、我々は今後これらの施

策がます／＼拡充強化せられんことを強く要望する次第であります。併しながら中小金融対策の真の根幹をなすものは、この分野における民間金融機関による自主的且つ積極的な金融活動の育成強化にあることは申すまでもない

ところであります。然るに一般金融機関としての普通銀行は、その商業銀行的性格のため中小金融に重点をおいてその業務を運営することは困難であつて、むしろ無盡会社等のいわゆる庶民金融機関が中小金融機関として大きな役割を果している現状であることは周知の通りであります。よつて我々はこの際我が国における中小金融機関の体系を整備し、中小金融の専門機関の制度を確立し、以て中小金融施策の強力な支柱となすことが刻下の急務と信ずるのであります。

本法案はこの趣旨に基き普通銀行の制度とは別に中小企業者のための金融機関として、且つ国民大衆のための貯蓄機関として相互銀行という新制度を確立せんとするものであります。そのための内容の概要是次の通りであります。相互銀行は地方的に国民大衆の相互金融を主たる業務とし、大衆的な貯蓄機関たる性格を有する銀行であります。その業務としては預金の受入、資本の貸付を行なうものであります。特に大衆の貯蓄の便益とその金融の円滑化に資するため、從来無盡会社によつて採用されて来た月掛、日掛等による掛金方式を取り入れてその業務の中心とすると共に、貯蓄性預金の吸収にその特色を發揮せしめることいたしました。

○衆議院議員(西村直己君) 今愛知委員の御説明を聞きましても、その実態がよく理解できぬままではあるが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

○委員長(小串清一君) 只今相互銀行法案の提案の御説明を願いましたが、次にこの納稅貯蓄組合法案につきまして、提案者の奥村代議士の提案理由の説明を伺いたいと思います。

○衆議院議員(奥村又十郎君) 衆議院議員の奥村又十郎でございます。只今議題となりました納稅貯蓄組合法案につきまして、その提案の理由を説明いたしました。

○衆議院議員(西村直己君) 今愛知委員の御説明を聞きましても、その実態がよく理解できぬままではあるが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

次に、相互銀行は以上のこと／＼普通銀行と異なる性格の銀行であります。が、その規模内容等につきまして普通銀行に準ずる資金及び運営の健全性を確保し、その監督の適正を期し、以て預金者等の保護の万全を期することといたしてゐる所以であります。

以上、本法律案の提案の趣旨並びにその概要を申述べた次第であります。が、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

○衆議院議員(奥村又十郎君) 今愛知委員の御説明を聞きましても、その実態がよく理解できぬままではあるが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

○衆議院議員(西村直己君) 今愛知委員の御説明を聞きましても、その実態がよく理解できぬままではあるが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

○衆議院議員(奥村又十郎君) 今愛知委員の御説明を聞きましても、その実態がよく理解できぬままではあるが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

○衆議院議員(西村直己君) 今愛知委員の御説明を聞きましても、その実態がよく理解できぬままではあるが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

○衆議院議員(奥村又十郎君) 今愛知委員の御説明を聞きましても、その実態がよく理解できぬままではあるが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

○衆議院議員(西村直己君) 今愛知委員の御説明を聞きましても、その実態がよく理解できぬままではあるが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

○衆議院議員(奥村又十郎君) 今愛知委員の御説明を聞きましても、その実態がよく理解できぬままではあるが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

○衆議院議員(西村直己君) 今愛知委員の御説明を聞きましても、その実態がよく理解できぬままではあるが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

○衆議院議員(奥村又十郎君) 今愛知委員の御説明を聞きましても、その実態がよく理解できぬままではあるが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

以上が本法案の概要であります。に本法案を提出いたした次第であります。以下本法案の概要を簡単に説明いたします。

先づ本法は、飽くまでも納稅者が自発的に且つ自由な形態で納稅貯蓄のための団体を結成することを期待しておられますので、これら団体のうち税務官署に對してその規約を届けたもののが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

先づ本法は、飽くまでも納稅者が自発的に且つ簡単ならしめることによつて、我が國の財政経済の基礎を一層堅めの団体を結成することを期待しておられますので、これら団体のうち税務官署に對してその規約を届けたもののが、何とぞ御審議の上速に御賛成される所を希望する次第であります。

○衆議院議員(奥村又十郎君) 只今の御提案についての御質疑をお願いいたします。

○衆議院議員(西村直己君) 只今相互通報法案の提案の御説明を願いましたが、次にこの納稅貯蓄組合法案につきまして、提案者の奥村代議士の提案理由の説明を伺いたいと思います。

○衆議院議員(奥村又十郎君) 衆議院議員の奥村又十郎でございます。只今議題となりました納稅貯蓄組合法案につきまして、その提案の理由を説明いたしました。

○衆議院議員(西村直己君) 今愛知委員の御説明を聞きましても、その実態がよく理解できぬままではあるが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

○衆議院議員(奥村又十郎君) 今愛知委員の御説明を聞きましても、その実態がよく理解できぬままではあるが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

所得税及び当該預金通帳等に対する印紙税はこれを課さないこととするところに、組合の事務費の実費を補償する意味において國及び地方公共団体が補助金を交付し得ることとして、その助成の途を講じておる次第であります。

以上が本法案の概要であります。本法が強く国民各層の支持を得て、納稅貯蓄組合が活潑に結成せられ、納稅を容易且つ簡易ならしめることによつて、我が國の財政経済の基礎を一層堅実にする上に多大の貢献がなされることが期待してやまない次第であります。

○衆議院議員(奥村又十郎君) 只今の御提案についての御質疑をお願いいたしました。

○衆議院議員(西村直己君) 只今相互通報法案の提案の御説明を願いましたが、次にこの納稅貯蓄組合法案につきまして、提案者の奥村代議士の提案理由の説明を伺いたいと思います。

○衆議院議員(奥村又十郎君) 今愛知委員の御説明を聞きましても、その実態がよく理解できぬままではあるが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

○衆議院議員(西村直己君) 今愛知委員の御説明を聞きましても、その実態がよく理解できぬままではあるが、何とぞ御審議の上速に御賛成あらんことを望みます。

と、それはこの法文に書いてあるのですか。

○衆議院議員(奥村又十郎君)

これは

法第二條の二項に、銀行、無盡会社、

融機関に移るまでの手続といふか、そ

の金の歩き方はどういうふうになるの

ですか。

○松永義雄君

その金が納税者から金

融機関に移るまでの手続といふか、そ

の金の歩き方はどういうふうになるの

ですか。

○衆議院議員(奥村又十郎君)

大体具

体的に申上げますと、組合の事務員が

納税者のお家から、その組合員別の通

帳と、納税資金になるお金とを預りま

して、金融機関まで持つて行つて預け

入れて、その通帳に預け入れた金額を

記入してもらつて、そうしてそれを又

持つて帰つて納税者のお手許へ渡す、

それまでのお手伝いをする。そういう

ことになつておると思います。

○松永義雄君

そうしますと事務員が

使い込んだ場合には税金は納つたこと

になるんですからならないのですか。

○衆議院議員(奥村又十郎君)

この事

務員が使い込んだ場合には、これは事

務員対納税者の関係、つまり民法上の

関係になると思います。

○松永義雄君

甚だ済まんないでなければなりません。

けれども、そこへ非常に大きな問題が存

在しているということなんです。それ

から三宅さんに、速記なしでもいいん

ないです。

○委員長(小串清一君)

この案は衆議

院では各派共同提案ですぐに通過をして

いるのでございますが、何かもう少

しお尋ねが……。

○松永義雄君

それだから御質問いた

します。大変結構な法文なんですが、これは主税局とはどういう関係になりますか。

○衆議院議員(三宅則義君)

この案は

我々立法するときに主税局とも打合

せ、国税庁とも打合せまして十分活発

の活動のできますように善処したいと

いうわけです。今まで実はあつた税務

代理士法は戦時に、昭和十七年にで

きましたのでありますし、戦時色濃厚であ

ります。今度税制がいわゆる申告制

度によりました結果もつと進歩いたし

ました、大幅に改良せられました税務

代理士法案といふわけで今回立案した

のでありますし、関係当局とも十分打

合せを了して次第ござります。

○松永義雄君

日本弁護士連合会から

税務代理士改正案要綱(主税局案)意

見書というものが配付されておるんで

すが、この意見書に書いてある意見

と、ここに提案されている法文との関

係はどういうふうになつております

か。

○衆議院議員(三宅則義君)

只今のお

話の意見書を大分入れてあります

が、多少違う所がござりますが、一

応本案に対しましては弁護士さんや公

認会計士さんは登録をしてやつて頂く

ということになりますが、登録は国税

庁に登録をしまして、登録を了しまし

た者はいわゆるシヤウブ勧告案により

まして、自由に税務代理ができる、こ

れで改善いたしましたつもりであります。

○松永義雄君

只今申上げました意見

書の第二項、改正案に対する意見と

見といふものがあるのですが、そこに

記載されている要綱と、ここに提出に

なつてある法案とはどういうふうな内

容に立つておるんですか。速記がない

ほらがいいと思うのですが……。

○委員長(小串清一君)

速記をとめ

て。

(速記中止)

○委員長(小串清一君)

速記を始めて

下さい。如何でしようか。この納税貯

蓄組合法案は質疑は盡きたものと認め

て直ちに討論に入ることに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小串清一君)

御異議ないと認めます。それでは直ちに討論に入ります。御意見のおありのかたはそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願います。

○松永義雄君

私は納税貯蓄組合法案

に対しても賛成いたします。

但し先ほど奥村議員から説明を承わ

りました、ここに危険があるというこ

とを指摘しておいたのであります。

私の極めて短い間の僅かな経験であり

ますけれども、使い込みが出来たために

税務署のほうから差押えが来るとい

うことを聞いたのです。それで結果にお

廷に廻ることはそれは処置として当然

なことがあります、それだからとい

うことを聞いたのです。それで結果にお

廷に廻ることは、納税者としては

どうでなくともこの法案が苦しい中か

ら月々貯めて行こうという精神と逆の

結果になつて非常に苦しむことになつ

たしましたつもりであります。

○委員長(小串清一君)

全会一致と認

めます。よつて本案は原案通り可決す

べきものと決定いたしました。

○委員長(小串清一君)

御異議ないと認めます。

次は税理士法案であります。これ

出の案に対しても御賛成の諸君の御掌手

を願います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小串清一君)

御異議ないと認めます。

次は税理士法案であります。これ

についても余り質疑もないようです

が、質疑を切りまして御異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小串清一君)

御異議ないと認めます。

次は税理士法案であります。それでは質疑を切りまして御異議ござい

ませんか。

て、そうでなくとも二重払いの上に又利息が溜つて来て、苦しいからこそそういう所に入つて来たために却つて結果におみを増して来る。結局納めるものは納められないし、納めるためにこういういうことになるといふことになる虞れがあるので、そういう例が一、二にとどまらないのです。だからこういう法案をお通しにいつ大きな苦しみをしなければならないことになります。御意見のおありのかたはそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願います。

○委員長(小串清一君)

御異議ないと認めます。なお報告書に多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案に御賛成のかたは順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

野溝 勝 片岡 文重

三輪 貞治 松永 義雄

小林 政夫 杉山 昌作

大矢半次郎 森 八三一

愛知 摂一 黒田 英雄

岡崎 真一

野溝 勝 片岡 文重

三輪 貞治 松永 義雄

小林 政夫 杉山 昌作

大矢半次郎 森 八三一

愛知 摂一 黒田 英雄

岡崎 真一

野溝 勝 片岀

三輪 貞治 松永 義雄

小林 政夫 杉山 昌作

大矢半次郎 森 八三一

愛知 摂一 黒田 英雄

岡崎 真一

野溝 勝 片岡 文重

三輪 貞治 松永 義雄

小林 政夫 杉山 昌作

大矢半次郎 森 八三一

愛知 摂一 黒田 英雄

岡崎 真一

野溝 勝 片岡 文重

三輪 貞治 松永 義雄

小林 政夫 杉山 昌作

大矢半次郎 森 八三一

愛知 摂一 黒田 英雄

岡崎 真一

野溝 勝 片岡 文重

三輪 貞治 松永 義雄

小林 政夫 杉山 昌作

大矢半次郎 森 八三一

愛知 摂一 黒田 英雄

岡崎 真一

野溝 勝 片岡 文重

三輪 貞治 松永 義雄

経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことになります。御異議ございませんか。

○委員長(小串清一君)

御異議ないと認めます。

頭報告の内容は本院規則第百四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を

○委員長(小串清一君) 休憩前に引続きしてこれより会議を続行いたします。

す。

信用金庫法案及び同施行法案、右発議者水田衆議院議員より提案理由の御説明を願います。

○衆議院議員(水田三喜男君) 只今議題となりました信用金庫法案及び信用金庫法施行法案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

最近中小企業金融はとみにその重要性を増加しつつあり、信用協同組合は、中小企業者に対する金融機関として目ざましい活動を示しておるのであります。が、信用協同組合の根拠法である中小企業等協同組合法は、一般的の事業協同組合と信用協同組合と共に自由放任的色彩を以て律しており、金融機関としての組織監督等に関し殆んど配慮せられていない現状にあるのであります。よつてこの際信用協同組合の特徴といふのは、市中銀行で扱えないうやうなものが多く扱うといふのがこの法案の特徴らしいのですが、一体長期間金融ならば勧業銀行、興業銀行あたりで扱えるし、それからあえてこういふものを作るよりは、興業銀行をもつと性格的に改組すれば、それでできることがござりますが、これには何か深い意図がおありなんですか。

○政府委員(舟山正吉君) 長期資金の監督の適正を期し、信用の維持と預金者等の保護に資するため信用金庫法を制定すると共に信用金庫法施行法を制定して現在の信用協同組合のうちの監督を加えることが必要となつたのであります。

以上の趣旨によりまして本法律案を提案した次第であります。何とぞ御審議の上遠かに御賛成あらんことを願いたいします。

○委員長(小串清一君) 御質疑ありますか。

せんか。

○松永義雄君 速記を抜いて御意見を申上げたいのですけれども。

○委員長(小串清一君) 速記をとめ

〔遠記中止〕

○委員長(小串清一君) 速記を始めます。先ず日本開発銀行法案を審議いたします。

○野溝勝君 細かいことを銀行局長さんからお聞きします。この銀行法でございますが、趣旨はよくわかるのですがけれども、午前中の油井君の質問の中にもありました通り、この趣意からい

たしますと、これは前の復金の内容と違わんと思うのですが、ただこの銀行

の特徴といふのは、市中銀行で扱えないうやうなものを多く扱うといふのがこ

れども、午前中の油井君の質問の中にもありました通り、この趣意からい

たしますと、これは前の復金の内容と

違わんと思うのですが、ただこの銀行

の特徴といふのは、市中銀行で扱えな

いよだらうといふのがこの法案の特徴らしいのですが、一体長

期間金融ならば勧業銀行、興業銀行あたりで扱えるし、それからあえてこうい

うものをを作るよりは、興業銀行をもつ

と性格的に改組すれば、それでできる

ことだと思うのですが、これには何か深い意図がおありなんですか。

○政府委員(舟山正吉君) 長期資金の専門的な融資機関といったしまして、曾

ては興業銀行、勧業銀行があつたわ

けでござりますが、戦後両行はこれを普通銀行に改組いたしました。從来特

殊銀行と称せられておつた性格を失つ

てござります。ところがこの長期

金の供給等につきましては、特に市

中金融機関の担当しがたいもの、これ

を欠いておりますので、一つ舟山さん

といふ御意見もあるわけであります。

併しこれはこの両行は普通銀行に転換

いたしました。これを特殊銀行に復元せしめますことについても又法律の規定も要り、又それにつきましては銀

行の意向を無視して強制的に昔の特殊銀行に直すということも如何かと考えられるわけであります。そこで現在こ

の興銀、勧銀等につきましては、この市中一般の金融機関として専ら長期融資に重点を置いた業務を営ませるといふ指導をいたして行きたいのでござい

ます。が、この長期資金の蓄積の足りません現在においては、それだけでは足りませんので、ここで政府の背景のある新らしい特殊機関を作り、これを助けしめようというのが狙いでございま

せん。市中金融機関の賄い切れないも

のは開発銀行ができるだけの面倒を見

て行かせたいというふうに考えておる

のでございます。

○野溝勝君 そうなると先ほど局長の言われた復金と性格が大体似ておる

う点については、少し違つて来るん

ではないかと思います。尤も復金自身におきましては金融を付けるときは大

きなもとのを対象にしておりましたが、今

話がございましたが、ここで示された

目的的第一條ですが、この内容を見

ますと、経済の再建及び産業の開発

を促進するということになつておるの

話がございましたが、ここでは示された

必要とせられておるのでござります。そこでこれらは大口でもありますし、その間接的な関係で、市中金融機関からは十分に潤沢にこれが供給をなし得ない悩みがございますので、この両行の趣意といたしましては、まずこの両行の趣意といたしましては、先ずこういう方面の産業に重点が置かれるることはけだらぬかとを考えます。併しこれらの産業に重点を置いて営むべきなつかたの保有する資金も枯渇いたしました。そこで経済復興のために相当広範囲な業務を営まなければならなかつたの

でござりますが、最近におきましては銀行が徒らに無用に出しやばるという

他の金融機関がそれへ機能を復活

いたしました。従つてこういう際に政府

機関が徒らに足らざるところがありま

すので、それをこの開発銀行が補うと

他の金融機関がそれへ機能を復活

いたしました。従つてこういう際に政府

機関が徒らに足らざるところがありま

○政府委員(舟山正吉君) 復興金融庫の目的いたしておりますところと、この開発銀行の目的いたしてお

りますところとは、法律上の字句は似たり寄つたりでございます。併し復金

においては戦後ほかの金融機関等の機能が著しく低下いたしまして、そ

の保有する資金も枯渇いたしました。

そこで経済復興のためには相当広範囲な業務を営まなければならなかつたの

でござりますが、最近におきましては

銀行の意向を無視して強制的に昔の特殊

銀行に直すということも如何かと考え

られるわけであります。そこで現在こ

の開発銀行でできるだけの面倒を見

て行かせたいというふうに考えておる

のでございます。

○野溝勝君 そうなると先ほど局長の

おきましては金融を付けるときは大

きなもとのを対象にしておりましたが、今

話がございましたが、ここで示された

目的的第一條ですが、この内容を見

ますと、経済の再建及び産業の開発

を促進するということになつておるの

話がございましたが、ここでは示された

目的的第一條ですが、この内容を見

ますと、経済の再建及び産業の開発

を促進するということになつておるの

話がございましたが、ここでは示された

目的的第一條ですが、この内容を見

ますと、経済の再建及び産業の開発

を促進するということになつておるの

話がございましたが、ここでは示された

目的的第一條ですが、この内容を見

ますと、経済の再建及び産業の開発

を促進するということになつておるの

話がございましたが、ここでは示された

目的的第一條ですが、この内容を見

ますと、各方面であることと考えます

が、特に日本経済の再建、産業の開発

いうふうに考えられておるのであります。

例えば市中銀行が額が大き過ぎて貯金ないのか、貸借の條件が整わないのか、その点を一つお聞きいたしたい。

○政府委員(舟山正吉君) 市中の金融機関との間に條件の折合いが付かない

ので、この銀行が特殊の條件を以て資金を供給するというのではございません。市中では出し得る金であるけれども、額が大き過ぎて市中金融機関の負担に耐え得ないもの、或いは市中金融機関としては貸付が長期に亘り過ぎまして、その本来の性格から見て適当でないもの、これらが開発銀行に廻されて来るわけであります。

○油井賢太郎君 議事進行について。大蔵大臣は先ほどから見えられるよう話であるけれども一向見えないのですが、これは相當重大なんですか。

○委員長(小串清一君) それはたびたび催促をしておりますが、今予算案が採決になるので、それが済んだら来るか。

○委員長(小串清一君) もうすぐです。

○野溝勝君 それではその点は局長さんのお話では、大体大口を対象にして行くということと、長期ということが特長だということで、その点はそれで私は打切つて次に移ります。次は役員の点でござりますが、我々は金融の民主化を戦後においては説いておるわけであります。ところがこの規定を見ますと非常に独裁性を持つております。総裁の権限によつて理事も監事も任命することができますし、職員も総裁の勝手だ、かようなことは、一体

金融の民主化という点について政府が盛んに強調されておりますが、かよう

なことが民主化の裏付けになるのですか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○政府委員(舟山正吉君) この銀行は全額政府出資でございます。それで、わば政府は株主的な立場にも立つわけあります。こういうような政府機関につきまして役員を政府任命にするといふことは決して不当なことではないと考えます。

○野溝勝君 そうすると先ほどあなたがお話になつた内容からいたしますと、誤解が起るのですが、と申しますのは、復金は大体審議会というものを設けてやつて来た。これも政府出資が多い催促をしておりますが、今予算案が採決になるので、それが済んだら来るか。

○油井賢太郎君 いつ頃になります。

○委員長(小串清一君) もうすぐです。

○野溝勝君 審議会を置くことは、それはわかつておりますが、この参与はただ意見述べることができます。併しこの意見述べる場合は、これは総裁が任命をするからいわば家来みたいなものですね、さよならものは普通多かつたわけです。更に日本銀行なども審議会を設けてやつておるわけですね。それと一体この銀行との性格はどういうふうに違うのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 審議会を設けますことは、復金の場合においてはいろいろの弊害もありましたので、同じような性格の銀行でありますけれども、審議会を今回は置かないことにしたわけであります。

○野溝勝君 審議会を置く置かんとい

うのは、私の聞くのは審議会を置くと

いうのは、大体これは民主化の線に副

わせようという意図でああした制度を置いたと思うのです。又そういう答弁

を置かなんで、総裁の自由意思によつてやれるというような内容になつてお

ることは、どうす金融の円滑を期する

上において非常にまづいのじやないか

本銀行あたりのよくな、ああした国當

的な銀行には審議会を置き、これも一

種の国営的な銀行ですが、これには独立性を認めるというのは、政府の金融政策が一致をしておらんように思いましたが、こういう点はどういうふうにお考えになつておられるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) この銀行は審議会の代りに参与の制度を置きましたが、理事者が単に狭い見解からこの銀行の運用をすることを是正しようと考へておられます。

○野溝勝君 この参考を置くことは、それはわかつておりますが、この参与はただ意見述べることができます。併しこの意見述べる場合は、これは総裁が任命をするからいわば家来みたいなものですね、さよならものは普通の詰問機関のような権限はないと思ひます。それは又別個に規約外権限を示す。それと一体この銀行との性格はどういうふうに違うのですか。

○政府委員(舟山正吉君) この参考に

ついて明確な職務権限の規定もありますので、その意見であります理事者

が採るべきものは採る。併し経営の最

終の責任は理事者がある、こういう建

前が「一番銀行の経営上望ましいと考えたのでござります。

○野溝勝君 私はこの開発銀行の法案

を一日二日前に手がけたところでよく

わからんのですが、この法文から見ま

すと参与というのは「日本開発銀

行の業務に関する重要事項について意

見を述べ、又は日本開発銀行の業務に

関し、総裁に対しても隨時意見を述べ

ことができる」という以外には法文上

には何ら示されておらないのですが、

別に規約といつても法文の精神を歪曲

するような規約はできませんから、大

体この精神に附つたものでしようね。

○政府委員(舟山正吉君) 参与は詰め

機関であるということをはつきりさせておりますし、それ以上に出るものではございません。

○政府委員(舟山正吉君) 量の場合もありますし、又質の場合もあると思

います。

○野溝勝君 次にお聞きして置きたいことは、第二十二條の点につきまして日本開発銀行は、第一條に掲げる目

標だけを出して言われておるよう

でございますが、一條以外は競争して

いることがあります。

○野溝勝君 この競争の範囲は、

「日本開発銀行は、第一條に掲げる

目的にかんがみ、その業務の運営によ

り、銀行その他の金融機関と競争して

はならない」。ここで言ふ競争しては

ならないというの、第一條の目的の

面だけを出して言われておるよう

でございますが、一條以外は競争して

いることがあります。

味では、これは量という意味に解釈してよろしうございますか。

○政府委員(舟山正吉君) 量の場合も

ありますし、又質の場合もあると思

います。

○野溝勝君 次にお聞きして置きたいことは、日本開発銀行は、第一條に掲げる目標だけを出して言われておるよう

でございますが、一條以外は競争して

いることがあります。

○野溝勝君 そこで「社債で証券業者等が応募又は引受けをすることが困難なもの」、この社債並びにその応募の困難

難という意味も、あなたの言われる意

味では、これは量という意味に解釈しておられますし、それ以上に出るものではございません。

○政府委員(舟山正吉君) 量の場合も

ありますし、又質の場合もあると思

います。

○野溝勝君 どうもいろ／＼の意味が私はわからないのですが、その

いろ／＼の意味から非常に問題を起す

のですから、そういう点をはつきりしておかなければならんのですが、ただ

それだけでは私は理解ができないのですね。ここで特に法文が第一條に掲げ

ておるだけを讀つておる、ほかのこと

は差支えないよう見られておるのですが、特にこれだけを讀つておいて、ほ

かに野放しにしておくというのは、何

か癖があるよう見られておるのですが、

こういう点は一つ舟山さん、私は開発銀行の精神には賛成なんですかけれども、そういう点を明らかにしておかんと、又二の舞いを起してはいかんような考え方を持つておるのでお聞きしておきますが、この点どういうふうに考えますか。

○政府委員(舟山正吉君) 第一條に掲げる目的に「かんがみ」とありますからまして、この第一條に掲げておりますことを更にはつきりさす意味において、その意味を敷衍して規定が設けられる、こう御解釈頂いて結構でござります。

○野溝勝君 第二十八條のところで聞きたいのですが、「日本開発銀行は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。」、予算作成後に生じた避けることのできないと

いうのは、例えばどういうことを意味しているのですか。

○政府委員(舟山正吉君) これは一般の会計の規定におきまして、予算是飽くまで見積りであります。それで足りないために事業の運営が不可能ではないので、先ず予備費を設けます。が、なおそれでも足りない場合には、追加予算を作成し得ることにするのが一般的の例でございます。その一般的の例はございません。

○野溝勝君 もうあと数点であります。がこれは省略して大臣の来たときにお伺いすることにいたしまして、大体この案の質く、ところの精神はよくわかるのでございますが、どうもこの経緯があるのでございましたが、どうもこの経緯の専制に任せると、いうような点が却つて、それはそれを先にします。

○委員長(小串清一君) 大蔵大臣が見

て私は問題を起す危険性があると思うのです。そういう点を非常に私は強く感じておるので、今各條文に亘つて疑問の点をお聞きしますが、そういう点について政府が十分なる監督をやると

いうことにはなつておりますけれども、併しそのようことがこういうふうな總裁の独裁制でやつておりますと

なか／＼できないものでございます。特に舟山局長はそこまで政府が深入りをしてはいかんからというようなことをたび／＼答弁しておる、こういう点から見ても、私はこの政府の大蔵の監督がどの程度まで行き届くかというこ

とについては、非常に本法案に対しても、併しこの程度まで行き届くかといふと、内容について検討して、これは疑問だと思います。これは大臣のほうに一つお聞きすることにいたしまして、この点は大臣が来ましてから……。

○油井賢太郎君 この見返資金の関係でこの銀行へ百億を出すけれども、見返資金勘定はそななるとどういうふうになるんです。百億減つただけになつて行くということになれば、大きく見ても金融全体にはただ片一方にあるものが一方で移つたという形になりはないの

のですか。

○政府委員(舟山正吉君) 見返資金は三分の一を超えてはならないといふ

うのでは、これは全部の金ですか。

○政府委員(舟山正吉君) 預金部は今度資金運用部資金となりますが、その額の三分の一以上は金融債に出して

はいけないという趣旨でございます。

○松永義雄君 そうしますと、資金運用部資金にすでに貸しておる金も含め

て、仮に幾つなら幾つあるとその三分の一になるいうことになるですか。

○政府委員(舟山正吉君) 資金運用部資金の三分の一であります。

○松永義雄君 そうなると極めて重大

なんですが、資金運用部資金の総額の三分の一を金融債の方へ廻わして

資されますと、爾後の投資はこの銀行と申しますが、一括この銀行に出

て、資金の運用について多大の機動性をもち得るという危険性があるわけ

はこれは長くなりますから省きましたので、何かも御存じのこととして一つ大蔵大臣にそういう危険がないのかどうかということをお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(池田勇人君) 最高限をきめております。最高限三分の一といふことになつておるのであります。従いまして今預金部としては二千億余りであります。本年は二百億円、来年度四百億円出しますと、二千億のままだ三分の一にならないが、六百億ありますから、最高限三分の一以内になりますから、最高限三分の一以内になるわけでありまして、こういう意味であります。

○松永義雄君 三分の一といふのはどういふのですか。資金運用部資金の総額の三分の一を超えてはならないといふのでは、これは全部の金ですか。

○政府委員(舟山正吉君) 預金部は今度資金運用部資金となりますが、その額の三分の一以上は金融債に出して

はいけないという趣旨でございます。

○松永義雄君 そうしますと、資金運用部資金にすでに貸しておる金も含め

て、仮に幾つなら幾つあるとその三分の一になるいうことになるですか。

○政府委員(舟山正吉君) 資金運用部資金の三分の一であります。

○松永義雄君 そうなると極めて重大

なんですが、資金運用部資金の総額の三分の一を金融債の方へ廻わして

資されますと、爾後の投資はこの銀行と申しますが、一括この銀行に出

て、資金の運用について多大の機動性をもち得るといふのではあります。

○委員長(小串清一君) 大蔵大臣が見

て、何もかも御存じのこととして一つの、危険を潜ぐるような所へ融通するということはどうかと思うのであります。

○國務大臣(池田勇人君) いろいろな経験というもので銀行すらもあぶ

いいうことを我々は感じられるの

であります。今のあの郵便貯金、簡易

融債が恐慌になるというようなことは毛頭考えていないのです。若しあつたらどうかということは、私はないと思いますからこれは見解の相違だと思います。

○松永義雄君 これは妙な言い方かも知れませんが、簡易保険にしたつて、預金にしたつて、郵便貯金にしたつて、それ／＼の考え方で以て保険料を納めたり預金をしておると思ひますが、

私個人の感覚から言ひうと、實際は利息なんといふものを考えて郵便局に金を持つて行つておるわけではなく、郵便局へ持つて行けば、必ず回収がつく、間違いないのだという考え方で我々はやつておるのであります。然るに銀行だとか或いは信用組合といつたようなものは、工業恐慌とか或いは農村恐慌によつて支払停止をやつてゐる。だが郵便局は確実であるから郵便局へ金を預けたらしいのだ、利息なんかはともかく、元金が戻るということにおいて確實であるからと、こう申して我々は説いて廻り、我々自身も國のためといふことは第二としたしまして、そうして預金部に金を集めて來た。然るにこれは三分の一の金を金融債に廻せば、これはうまく行けば金が入つて来るであります。それをまあ一般会計から補償すればいいのぢやないかといふことになりますが、税金といふものは一体どの層が一番余金納めておるかといふことから思ひ合せると、我々汗たらして集めた金が、万一間に違つた場合には、國民の大半數、勤労大衆から納めておる税金からこれは補償したらと、それじや貧乏人から取つた税金を以て補償したらいいぢやない

かと、そうしてこれを利用しておる層はどういう層かというと、これは申すまでもない。一体そういう考へは間違つておるでしようかどうでしようか。

○國務大臣(池田勇人君) 私は金融債を資金運用部が引受けましても、それが駄目になるというようなことは予想いたしておりません。そして金融債の引受につきましては、やはり産業の開発、経済の自立の面に必要な引受を各層に願うわけであります。

○松永義雄君 それはこういう案を出されたときは、せいか練られて相当深いお考へで出されたと思います。併し現にここへ出ている日本開発銀行は復興金融金庫の後始末といふことが今日の前に出てゐる。それはここで間違つたということをおつしやるわけでもないし、間違つておるかも知れんといふことを私は聞こうともしない。間違つていないとおしやるのが当然と存ずるのであります。ただ後日これがどういふことになるかといふことが判断されなければならん問題になるのであります。それはどういう基礎から問題になつて来るかといふと、こういうような事実が過去にあつたかないかといふことが一つの例として出て來る。それは金融公庫と復金と今の日本開発銀行の問題、これははつきり私はここに歴史の一頁として書いてもらいたいと希望して終ります。

○委員長(小串清一君) 他に御質問ございませんか。
○小林政夫君 第三十七條に「日本開發銀行は、資金の借入をしてはならない。」と、こうございますが、どういう規定を、特に條文を置かなければならぬのであります。それをまあ一般の規定によりますと、御質問ございませんか。

○野溝勝君 最初資金運用部資金法について二、三大臣からお聞きしておきます。先ほど松永君からも御質問がありました通り、零細な預金者に又還元するよな趣旨でてきておるところが多いのであります。それをまあ一般的なことになりますが、税金といふものは、郵便貯金を以て補償したらと、それじや貧乏人から取つた税金を以て補償したらいいぢやない

ないのであるかお伺いします。

○國務大臣(池田勇人君) これは日本開発銀行が政府の出資ばかりでなく、債券の発行も、或いは借入した借入金で資金源を求めたらどうかといふ議論はあるのであります。これは一応将来

の問題といたしまして、只今のところでは債券の発行も、借入金をせずに、百億円だけで出しで行こう、こういううわけであります。これは議論のあるところであります。これは議論のあるところであります。これは議論のあるところであります。

○小林政夫君 本銀行の重要な使命に鑑みて私は速かにこういう制度を撤廃し、できるだけ多くの資金をこれに集中されるように、特に将来のコンマーシャルベースに則つた外資等の導入の場合、こういう銀行を中心として考へなければなりません。これらからの中の

シヤルベースに則つた外資等の導入の場合は、資金運用部をこしらえて、そこに信託し、そして確実な方面に融資しなければいかん、こういう向うからのサ

ゼッションもありますし、私も当初は

国会の決議によりまして、予算も郵政省のほうに組むようにしておつたのであります。予算編成上、関係方面との詰合いでいろいろ検討いたしまして、国会の決議はございましたが、只今のところこういうようにいた

規定期定はないほらがいいのぢやないか。
まあ差当つて該当事項がないからといふことで、こういう條文を設けられたという趣旨でありましょが、不必要な制限だとと思うのです。

○國務大臣(池田勇人君) 御意見は承りておきますが、只今のところは借款の制度を認めずに行つたほうがいいのではないか。将来的問題としては

考へたいと思います。

○委員長(小串清一君) ほかに質問はありませんか。

○野溝勝君 最初資金運用部資金法について二、三大臣からお聞きしておきます。先ほど松永君からも御質問がありました通り、零細な預金者に又還元するよな趣旨でてきておるところが多いのであります。それをまあ一般的なことになりますが、税金といふものは、郵便貯金を以て補償したらと、それじや貧乏人から取つた税金を以て補償したらいいぢやない

う、こういう狙いのようでありますけれども、一休国会で議論をしたものでどうしてそういうふうにしなければならないのか。この点を一つ先ず大臣に聞いておきたいと思います。

○國務大臣(池田勇人君) 今回の資金運用部資金法案におきましては、只今もお話をございましたように、零細な資金を預つておるのだから、その資金は資金運用部をこしらえて、そこに信託し、そして確実な方面に融資しなければいかん、こういう向うからのサゼッションもありますし、私も当初は

資金運用部をこしらえて、そこに信託し、そして確実な方面に融資しなければいかん、こういう向うからのサゼッションもありますし、私も当初は

う、こういう点に対しあなたの見解では、さようなことはないといふよう先ほどの意思表示でありますけれども、結局私は一定の量しか……限界があると思うのです。そういう点から見

不利になるよう思ひます。そういう点はあなたはどういうふうにお考えになつておりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 野溝さんは、資金運用部資金法案の御質問でございますか。

○國務大臣(池田勇人君) 野溝さんは、資金運用部をこしらえて、そこに信託し、そして確実な方面に融資しなければいかん、こういう向うからのサゼッションもありますし、私も当初は

資金運用部をこしらえて、そこに信託し、そして確実な方面に融資しなければいかん、こういう向うからのサゼッションもありますし、私も当初は

資金運用部をこしらえて、そこに信託し、そして確実な方面に融資しなければいかん、こういう向うからのサゼッションもありますし、私も当初は

資金運用部をこしらえて、そこに信託し、そして確実な方面に融資しなければいかん、こういう向うからのサゼッションもありますし、私も当初は

資金運用部をこしらえて、そこに信託し、そして確実な方面に融資しなければいかん、こういう向うからのサゼッションもありますし、私も当初は

資金運用部をこしらえて、そこに信託し、そして確実な方面に融資しなければいかん、こういう向うからのサゼッションもありますし、私も当初は

資金運用部をこしらえて、そこに信託し、そして確実な方面に融資しなければいかん、こういう向うからのサゼッションもありますし、私も当初は

資金運用部をこしらえて、そこに信託し、そして確実な方面に融資しなければいかん、こういう向うからのサゼッションもありますし、私も当初は

資金運用部をこしらえて、そこに信託し、そして確実な方面に融資しなければいかん、こういう向うからのサゼッションもありますし、私も当初は

資金運用部をこしらえて、そこに信託し、そして確実な方面に融資しなければいかん、こういう向うからのサゼッションもありますし、私も当初は

受けけるということになると、資金運用部資金特別会計を作つて、そうしてそこで運営し、これには政府が一般会計で赤字が出たら補償する。とにかく大衆の金は絶対大丈夫だという制度を一応置いて、そうしてやるべきじやないかということに相成つたので、こうなつたのであります。それでは金融債はどれだけ引受けるかということになりますと、これは郵便貯金その他の資金源の増によつてやりますが、本年度におきましては十二月二十億円、一月、二月で百三十億円を引受けました。三月に五十億円の金融債の引受を予定いたしておつたのですが、この法案が通らないと、その引受は認められない、こういうので、三月の五十億円は未だに引受できない、こういうことに相成つておるのであります。而して金融債を引受けます場合におきましては、只今のところ勧銀、興銀、農林中金、器工中金、一部北海道拓殖銀行の金融債を引受けている。大産業のほうには興銀、勧銀の分が割合に行つております。農林中金或いは商工中金の金融債につきましては、中小企業或いは農村方面に流れておるのであります。

でも、大体巨大なる産業方面に向ける大口資金の予算は政府は非常に御熱心である。ところがこういう零細なる資金関係を持つておる機関に対しましては、大体において金融独占の抑圧をする傾向にあるのです。あなたがたはそういう考え方でおらないでも、結果はまあそういうように見受けられるのです。そこで特に必配されておるのは、中小企業の方面或いは農村方面に対する資金融通の点も努力はされておりますが、巨大なる産業方面に対する資金融通の量といふものとは殆んど問題になりません。こういう点から特に地方におきましては、せめても最後の一錢をこの簡易保険等の資金に頼ろうといふ気持ちを持つておるわけなんです。こういう考え方でおるのであつて、そこで結局あなたがどういうよな御答弁をされようとも、この資金一應預金部において統一されることは事実でござります。そこで統一をするということになりますするならば、結局従来の地方に還元をしたような量が全部行くわけには行かんと思うのです。そういう点からこれは非常に心配しておるのでござります。あなたのほうでは、あえてそういう大衆が心配をしておるのに、一部の声があるからといって、この資金を権限で統一するというような考え方には、例えば連合国から話があつても、第五国会においてはこういう決議がされた。人民の意思であるからどうもこの点については一つ考えてもらいたい。という御努力ぐらいはあなたは当然払われたと思うし、又さような場合において意見が一致しない場合は、更に又国会において意思表示を決定にならなければ、かような法案を出すことは、

むしろ私は国会を軽く見ておるような傾向にあるのではないかと思う。これに向うからどういうサセツションがありますが、その点は特に池田大蔵大臣は強硬に頑張らなければならん問題だとと思う。そういう点に対する見解並びに交渉に対するいきさつなどについても、この際一つお話を願いたいと、こう思つております。

○國務大臣(池田勇人君) 今までの預金部の資金の運用と、今回御審議を願いますあれにつきましては、地方債の関係その他については同じでござります。実質的には太平洋戦争中に統合いたしまして、預金部の郵便貯金その他簡易保険、郵便年金、この資金を統合いたしまして運用いたしておりますのであります。で、昨年と違いますのは、昨年の十二月以後は復金債の引受けをやることかそれだけ業務が殻えたわけであります。今までこの簡易保険のほうから直接に一般の人に貸出をするということはしていなかつたのです。而して関係方面との折衝につきましては、この前大蔵郵政連合委員会で御説明申上げたいろいろな予算編成上、又金融債引受けの制度を確立する上においては、こういうふうなことをやつたら適当であるという趣旨がございましたので、それに従つたのであります。

○油井賢太郎君 委員長にちよつとお詰り願いたいのは、実はこの資金運用部資金法案についてG.H.Qに行かなくなくてはならない件があり、すぐ向うから電話をかけねばいいことになつておりますが、大蔵大臣が見えておりますので、簡単ですからほんのちょっと質問をして頂きたいと思います。

○委員長(小串清一君) どうぞ。

○油井賢太郎君 大臣にお伺いしたい点は、この開発銀行の資金が見返資本金から百億出されておりますが、先ほど銀行局長の説明によりますと、見返資本金では何か用途を定めるにもむずかしいような話があつて、この開発銀行になれば非常に簡単に処理されて行くであろうというようなことがあつたのですが、やはりそういうふうに見返資本金では運営するということをむずかしいことに現在もなつているのですか。

○国務大臣(池田勇人君) この私企業に対しまする見返資金の融資につきましては、各関係省に申出がありまして、安本で計画をし、そうして大蔵省がそれを審査の上で閣議にかけまして、そうして個々の会社に幾ら／＼ということを関係面方に解除申請を出して、そして向うから承認が来てから金を貸すという非常に煩瑣な手続にて、我々独自の考え方で行くべきだと思ひます。従いまして我々はこういうことはできるだけ簡素にして行つて、我々独自の考え方で行くべきだと思ひます。これも一つの表立つた理由ではございませんで、非常に簡便になるということが言ひ得ると思うのであります。

○油井賢太郎君 その点はわかりましたが、見返資金から折角百億このほうへ移しても、あの見返資金のほうが増額の途がないということになりますと、何んにもならないのではないかと、うらも懸念されるのですが、将来見返資金についての相当増額ということは見込まれるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 見返資金の増額ということは、見返資金からの出

○國務大臣(池田勇人君) 見返資金そのものであります。資の増額の意味でございましょうね。

○油井賢太郎君 見返資金そのものは御承知の通り、アメリカの援助資金、援助物資を国内に売払いまして、そうしてその金を積んでおるのでござりますから、アメリカの対日援助物資が来なくなりますと、この資金といふものは、資金源が枯渇して、そうして貸付金並びにその利子の回収だけしかなくなつて來るのであります。

○油井賢太郎君 次に、この大体百億円と復金からの回収金が三十億円、百三十億が二十六年度で用途に使われるようであります。この用途について私は、大蔵大臣はすでにもう方針をお立てになつていると思うのです。そういう点をこの規定の中に盛込まれておるよう見受けられるのですが、大体どういつたようた程度のものについて重きを置くか、その方針をここで示し願いたい。

○國務大臣(池田勇人君) 用途につきましては、私は腹案を持つておりません。開発銀行の総裁が重役会議でおきめになることで、ただ今までの見返資本金から出している例から見ますと、鉄鋼とか、石灰とか、或いは繊維関係、化學薬品、染料或いは又水産物の高度利用、こういう各方面に出しているのであります。私は経済自立、産業開発という点から考えて、一般の市中銀行が貸出を躊躇するというよした場合に、回収が確実であればこれが乗り出していく、こう考えておるのであります。おのずからやはり経済の自立、産業の開発に必要な点は誰が考えても同じであります。が、我々といったしまして

は、とにかくこの法案の趣旨に鑑みまして適当に総裁がおきめになると考へておるのであります。併し大蔵大臣は一般監督権を持つておりますから、ある程度のこちらの意向は言うことはありますけれども、命令はしないのであります。

○油井賢太郎君 今の点なんですが、もう開発銀行は来月下旬あたりを以て発足いたすとすれば、相當に見通しが付かなくてはなるまいと思うのです。その点が我々にとつて一番懸念される点でありますか、殊に見返資金であれば相当嚴重な規制があつて、いろいろの方面からの目が通るのであります。

○三輪貞治君 この開発銀行でござりますといふが、この開発銀行でござりますといふと、全く役員の考え方一つで以てどういふふうにでも運営されるということになると、又復金の二の舞のよろんな事件などが起きることを懸念されるのではないかと思うのです。そういう点についての大臣として将来の監督行政といふようなものの御見解を承わりたい。

○國務大臣(池田勇人君) 他の機会にもそういう質問があつたのでありまするが、戦時金融金庫、これは軍の発注のものについて金を出す、復興金融金庫は、役員が相当入つておつて、その運用について論議した。私はこういうことよりも、やはり立派な人を選んで、そうして重役陣で適当にきめて行くのが産業の開発に適当だ、こういう信念で、委員会等を設けずにやつて行こらといふ考え方を持つておるのであります。

○油井賢太郎君 もう一点、今朝の新聞で百五十億を預金部資金から国債償還に振向けるということが発表になつ

ておますが、つい三、四前に大臣は、「二十五年度においては、国債償還は絶対やらん」というお話をこの大蔵委員會でなされたのですが、あれはどうい付かなくてはならないと、その点が一つあります。

○國務大臣(池田勇人君) あれはこの前回の國債選はやらんと言つたのは、見返資金特別会計の五百億円の答えとして申上げたのであります。今回の百数十億円の分は、一般会計のほうの五百億円のうち、警察予備隊、海上保安庁に使つた残りの分でやつておるのであります。

○三輪貞治君 資金運用部資金法案についてでありまするが、これにつきましては、先ほど野溝委員からもちよつとお触れになりましたように、二十四年五月十八日、第五国会におきまして衆参両院ともに決議をいたしておられまするし、その後において閣議の決定もいたしております、簡易生命保険及び郵便年金積立金は、郵政省において直接に運用することと云々と、

○國務大臣(池田勇人君) 他の機会にもそういう質問があつたのでありまするが、戦時金融金庫、これは軍の発注のものについて金を出す、復興金融金庫は、国会の決議、閣議の決定を尊重されるならば、必ずや簡易保険、郵便年金の積立金運用を、郵政省に復元されすべく覺書が発せられるべきものであるのであるのに、預金部の金融債引受があります。そこで最近のドッジ覚書といふものが出来たわけですが、覚書は、国会の決議、閣議の決定を尊重されるならば、必ずや簡易保険、郵便年金の積立金運用を、郵政省に復元されべく覺書が発せられるべきものであるのであるのに、預金部の金融債引受

ます。そこまで最近のドッジ覚書といふ

○國務大臣(池田勇人君) 私はドッジ氏と直接に話をいたしまして、そうしてそういう結論に到達いたしたのであります。而して本法案につきましては、国会の決議、閣議の決定を尊重するべきであります。そして本法案につきましては、本法の規定によりますと、大蔵大臣が直接にドッジ氏とお会いになつたのは、ドッジ書簡の出ました前でありますと、後であります。

○國務大臣(池田勇人君) 会いましたのは、前後に会つております。

○野溝勝君 大蔵大臣に開発銀行法のことを聞きたいのですが、この開発銀行法を提案された趣旨は、理由によつ

ておりましたが、つい三、四前に大臣は、開発銀行が大体した通りに、両院の河議も存じておりますし、閣議でも一応その線に附つて行くような方針であつたのであります。予算の編成上、又財政金融の状況から申しまして、現段階におきましては御審議願つているようなことに到達いたしたのであります。

○三輪貞治君 この法案を出されるに

あります。それが「資金運用部特別会計の積立金及び余裕金を資金運用部資金として統合管理し」とありますけれども、この統合管理を強制するごとき文章はないように本質は考えるのであります。大蔵大臣は、ドッジ書簡の如何なる部分に資金の統合としなければならない必然性が説かれておると御発見になつておりますか、お伺いいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 金融といふものは、全体から考えて見なければなりません。特にこの復金の貸出先は、御承知の通り敗戦後のときにおきまして急速に生産増強といふので、船とかあるいは石炭、鉄鋼とか、こういうもの、企業に対しても、非常に資金面において困つておるのであります。そいつを一方で農業に対しても中小企業にしておいても、非常に資金面においては極く零細でござります。かよう

な大口の資金に対しまして融通するところの金融機関を考えられることになります。併し日本の産業開発の点から

やるという点においては、大体理解もできるのですが、以上申したように、

小さい業者に対するところの資金の点を考えておらん。それに復金の性格

を、性格と言いましょか、内容を活

かして行くといふようなことになりま

す」というと、あなたのほうから示され

た統計によりますと、大体昭和二十一年二月末現在までに八十八億六千五百

百有余万円を融通してあつたのです

が、そのうち農林側には僅かに二億八

百二十六万五千円、かようなことにな

りますと、この予算から見ても、大体農林側にはこのくらいの見当ではない

かと思うのです。又更に中小企業など

については、全く飛行機から小便

ほどの融通でございまして、どうして

一体こういうふうに巨大な産業資金に力を入れなければならぬか、そろそろ

ことが日本の産業開発になるのですか、そういう点が一つもわからんのです

あります。ありますから、今まで

御了承願いたい。貸出先のどうこうと

いうことは、これはそのときの産業経

落の状況によつてみずから變つて来るのであります。然らばこの開発銀行が中小企業のほうに向つて行くか、といふと、私が察するに、そなへなか／＼ならんと思つてあります。中小企業のほうは別に見返資金から三億円ずつ毎月出しておるのであります。これは銀行とタイアップして行きますので、毎月六億円出る計画で行つております。而して又他の中小企業のほうにつきましては、商工中金から中小金融をする、こうしたことになつております。それで商工中金なんかは過去二カ年の間に二十億円が百億に貸出が殖えておるという状況になつております。従つて全体の貸出の状況を見て、開発銀行も融資して行くと考えて頂いて結構だと思つてあります。

○野溝勝君 その復金の業務内容と違

うというお話を伺つておられるが、先

ほど舟山銀行局長のお話によります

と、これは大体大口を対象にしている

ということになりますれば、復金と一

体どういう点で違うのですか。大体復

金も大口を対象としているのであります。

特にこの取扱い上につきましては、

総裁に任せたようなお話をござります。

が、併し政府が監督をするという建前

から、総裁に任せたということと、監

督をするということは、主にこれは脱

み合せて行かなければならぬ問題であります。

そうして見ますと、或る程度融資につきましては、大蔵大臣が大

臣の私見なり考え方を持つてゐるわけな

です。その考え方を或る程度総裁

なら総裁と打合せが大体あると思いま

す。そういう点について、大蔵大臣は

この資金流通の関係について、どうい

うものを一体重点にして行くか。或い

は御発言願います。

○松永義雄君 日本開発銀行法案第四

はどういうよ／＼な一体量的配分をしようとするか。大体この開発銀行を立てようというときに、すでにそういうことはお考えになつてゐると思うのです。その点を一つあなたの考へてあるが、それで結構ですから、一応輪廓だけでもこの際お話を願いたいと思います。

○國務大臣(池田勇人君) この舟山銀

行局長が答えたというお話をあります

が、私も今そういうことを申上げたの

であります。大体大産業のほうに行き

やすい傾向になります。それからどう

いう産業に出すことを予定している

か、これははつきりした予定はござい

ません。ただ法案にもありますように、日本の経済自立、産業の開発、こ

ういうことを主眼としているのでござ

ります。ただ重點産業の鉄鋼にどれだ

け、石炭にどれだけ行くかといふと、

それはわかりません。そのときの状況

によつて行くのであります。特にこの

銀行は、普通の銀行が融資を困難とす

るような場合にやるのでござります。

なんばはじめからこの産業に出すとい

ふうな計画はしないほうが量的にいい

と考えております。

○委員長(小畠清一君) ちよつとお詰

りいたしますが、予算委員会において

四億あります。

○松永義雄君 そうしますと、昭和二

十七年度のこの解散後において九百五

十億円ぐらゐの貸付金となつておる

四億あります。

○政府委員(舟山正吉君) これは引継

の時期によつて違いますが、二十五年

度末における復金の出資金は九百五

十億円あります。

○松永義雄君 そうしますと、昭和二

十七年度のこの解散後において九百五

十億円ぐらゐの貸付金となつておる

四億あります。

○政府委員(舟山正吉君) これは二十

六年度中に復金と開発銀行と一緒にな

るのございまして、その時期により

まして計算が違つて参りますので、そ

のバランスの見込を申上げることは現

在のところ不可能でござります。

○松永義雄君 それでは細かいところ

に対する利息として先づての御

説明によると、五分五厘くらいになつ

て計算が立つて行くのかどうか。その

とき利息が払えないことになるのでは

ないか。開発銀行から政府に対する貸

付となつておるのでから、その利息

は払つて行けるのかどうか。

○政府委員(舟山正吉君) それらは四

十五條の適用の問題となるのですが、

大体九百億程度の復金に対しますが、

資金が開発銀行への貸付金に振替られ

ることであつて、返済期が来ても回収

なんですが、相当多額の金を開発銀行から政府のほうへ支払うところが、出資金は先ほどお話を百億円、それから復金から入つて来る金が出資金として廻つて来る。それに対する貸付先から入るなんですか。

○政府委員(舟山正吉君) 復金の資産構成を申上げますと、政府出資がございましてそれが貸付金、市中に対する貸付金になつております。これを開発

銀行が引継ぐのでありますので、一方において開発銀行は大体現在八百八十億の貸付金ができます。それに対応いたしまして政府から九百億弱の債務を負うということになるのです。

○松永義雄君 もう一遍お伺いしますが、それで実質的の辻褄が合うかどうかということなんですね。取れるほうは散後における実際の貸借対照表といふ

ことになります。

○松永義雄君 これは私から資料を要

求いたしたいのですが、二十七年度解

散後における実際の貸借対照表といふ

ことになります。

○政府委員(舟山正吉君) これは引継

の時期によつて違いますが、二十五年

度末における復金の出資金は九百五

十億円あります。

○松永義雄君 そうしますと、昭和二

十七年度のこの解散後において九百五

十億円ぐらゐの貸付金となつておる

四億あります。

○政府委員(舟山正吉君) これは二十

六年度中に復金と開発銀行と一緒にな

るのございまして、その時期により

まして計算が違つて参りますので、そ

のバランスの見込を申上げることは現

在のところ不可能でござります。

○松永義雄君 それでは細かいところ

に対する利息として先づての御

説明によると、五分五厘くらいになつ

て計算が立つて行くのかどうか。その

とき利息が払えないことになるのでは

ないか。開発銀行から政府に対する貸

付となつておるのでから、その利息

は払つて行けるのかどうか。

○政府委員(舟山正吉君) それらは四

十五條の適用の問題となるのですが、

大体九百億程度の復金に対しますが、

資金が開発銀行への貸付金に振替られ

ることであつて、返済期が来ても回収

すると御了承願いたいと思います。

○松永義雄君 私は今ちよつと聞き洩

らしたのですが、開発銀行へ復金の金

が入つて来て、それがやはり出資金に

なるのですが、貸付金でなく出

資金になるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 復金の資産構成を申上げますと、政府出資がござ

いましてそれが貸付金、市中に対する貸付金になつております。これを開発

銀行が引継ぐのでありますので、一方において開発銀行は大体現在八百八十億の貸付金ができます。それに対応いたしまして政府から九百億弱の債務を負うということになるのです。

○松永義雄君 もう一遍お伺いしますが、それで実質的の辻褄が合うかどうか

かということなんですね。取れるほうは

貸借対照はどうか、形式上はすぐでき

るでしよう。

○政府委員(舟山正吉君) 復金の貸付金は元來長期の貸付でありますから、

十年以上の期間が必要と思ひますけれ

ども、これは回収可能と考えております

。この回収せられました都度開発銀行といたしましては、政府の借入金を返すのであります。この法律の規定によりまして、返すと同時に同額が開

発銀行に対する政府の出資となるのでございまして、実際には返さないでよ

い、それだけ開発銀行に対する政府の出資が殖えて参るのでござります。

○松永義雄君 それは回収ができた金

のことであつて、返済期が来ても回収

「……私は一應納税者が申告された金額によるることは勿論でございますが、若しその金額が不適当であつた場合には、これは他との均衡上、株価について更正をせざるを得んと思います。それは如何なる方法で更正をするかといふ問題になりますと、先ず類似会社の上場株と比較して見る。又第二は収益を見なければならん。第三には今後の見通し、いろいろな点を考えてもらいたい。こういうふうな気持を持つておりますが、やはり特定の会社につきまして検討を個々に加えなければいかん問題ぢやないかと思います。

○木村禪八郎君 ちよつと大蔵大臣に質問いたしたいのですが、これは日本開発銀行のことですが、もうすでにこれが採決されました。参考のためにお聞きしておきたいのです。この出資が見返資金特別会計からの出資ですが、この見返資金特別会計の補正といふものは必要がないですか、補正補算は……。

○國務大臣(池田勇人君) 必要ございません。

○木村禪八郎君 その理由を伺いたいです。

○國務大臣(池田勇人君) 予算の枠としまして審議されたのであります。而して経済再建費は何と申しますか、予備費は……。

○國務大臣(池田勇人君) 予算の枠としまして審議されたのであります。而して経済再建費は何と申しますか、予備費は……。

○木村禪八郎君 開発銀行についてはそれが何ら予算の補正を要求しないと想えております。それ三項によりまして、大臣に提出し、大蔵大臣から閣議を経、四項によつて、国会に提出するわけですが、二項に「前項の収入は」云々などと申します。なお「支出は、云々など」と申します。

○木村禪八郎君 その問題に付いては、それだけなんですが、次に資金運用部の問題についてお伺いしたいのです

○理事(木内四郎君) 木村君に申上げます、資金運用部資金法案その他まだ議題になつておりますが、この際改めて資金運用部資金法案、資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理について御質問したいのですが、大蔵大臣は、簡易生命保険というものは育成法案を議題として質疑を進めることにいたします。

○木村禪八郎君 もう一つお伺いしたのではありますが、この法律案の二十四條で日本開発銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。この御答弁に満足し、敬意を表する次第であります。どうか、この決定は無論ありましたように、市場株との均衡を申告者がまち／＼に申告しておりますのでからして、更正の必要なも起つて来ると思うのであります。更正の場合には、只今大臣のお言葉の中にありますように、市場株との均衡をお考へ下さつて、一つ適当に十分御考

り下さいますことを重ねて希望しておきます。

○木村禪八郎君 ちよつと大蔵大臣といたしまして、簡易生命保険を縮小して行くというような気持は毛頭持つておられません。

○木村禪八郎君 その金融界の情勢その他各般の事情ということは、要約すればどういうことなんですか。私の見

慣習から見て、これを資金運用部で運用するということと、或いは郵政省のほうに運用を任せることとどちらが資本の蓄積、即ち言い換れば簡易生命保険の契約高を殖やすこととに役立つかどうか。簡易生命保険の契約高が殖えるということは資本の蓄積のボリュームを多くすることだと思

うことです。そういう点から私は先ほど大蔵大臣が、当然大蔵大臣として簡易生命保険はやはり育成して行くのだ、行されるのが、却つて最近のいろいろな金融情勢その他諸般の変化に対応するゆえんじやないかと思うのですが、その点如何ですか。

○木村禪八郎君 そういう見識があります。併し資本の蓄積ということは、蓄積された資本を有効に適切に使うといふことも、これは資本の蓄

積の一つの眼目であるのであります。

ましても衆議院におきましても、先般

これをやめさして行くと、縮小して行くこと、こういうお考えなのですかどうぞ。

十六年度の予算編成当初に当りますて、開発銀行から出た経費予算を指して、開発銀行がこれで資金運用部によつて出されますが、こういうことは開発銀行が出ますのであります。十四條の規定によれば……。

○國務大臣(池田勇人君) 大蔵大臣といたしまして、簡易生命保険を縮小して行くというような気持は毛頭持つておられません。

○木村禪八郎君 その金融界の情勢その他各般の事情ということは、要約す

て、こういうふうに、今御審議願つて

いるようになつたほうが只今の問題といたしましては適当であるという結論に到達いたしましたのであります。

○木村禪八郎君 その金融界の情勢その他各般の事情ということは、要約す

て、こういうふうに、今御審議願つて

いるようになつたほうが只今の問題といたしましては適當であるという結論に到達いたしましたのであります。

なければなりませんから、こういう案にしたほうがいいという結論になつたのであります。被保険者に返す返さんの問題といふことでなしに、原則としては集めた人たちがお使いになるのが原則だ。併し金融経済の状況からして総合運用し、而もこれが今までとめられておつた金融債のほうにも使えるという効果がある場合におきましては、今まで郵政省のほうは集めただけで使つておらなかつたのでありますからこの際暫く我慢してもらつて、金融運用のほうがうまく行くようになつたうがいいという結論になつたのであります。

○木村禪八郎君 只今の被保険者に返すという問題は、これは大蔵大臣が前に述べになつた言葉なんです。ですから大蔵大臣はやはりこの保険の性質上そういうことをお考えになつていたわけでして、只今の御答弁を伺いますと、現在としては金融債引受けという問題と関連して統一的に運用したほうがいい。併しそれは今差当たりこういう考え方でやる、例えば来年度或いは次の年度、そういうことになれば又その保険の分の正確に原則に基いたような、こういう統一的でなくまあ郵政省のほうの運用に任せておると、こういうお考えを持つておりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 私はそういう考え方を持つております。合同運用したほうが効果的だということは郵便貯金並びに簡易保険、郵便年金の金額が日本の資金蓄積の上において占める地位において相当考えなければならない。昔のように銀行預金で十分の一もない五十分の一、百分の二もなかつたといふ

う、そういうふうな場合と、銀行預金に対しまして相当のウエイトを持つておる郵便貯金その他の場合におきましては、考え方は変えなければならない。アメリカなんかにおきましては、郵政省がそれを使つておると、いうことは蓄積資本の中ににおける簡易保険とか、郵便貯金というものの割合、ボリュームが非常に低い、こういうことになつてきますと、財政上大した問題じやない。併し二千億円を超えるこういう金額ができますと、この資金のウエイトが相当財政金融に影響がありますの、で、こういうふうにしたほうが、いいのではないか。又現に戦争中からこういうふうにやつておるのでありますか。

〔理事木内四郎君退席、委員長着席〕

今暫らくこれで行くべきではないか。而もこれがきつい示唆として現れますと、私はこういうふうにしておるのであります。

○木村禪八郎君 そうしますと、大蔵大臣の考えは相当彈力性があると考えられるのですね。そう窮屈なものじやない、そこでいろいろこの問題については隨分もめているのですから、そういうふうに窮屈な問題でないといふ形に法案をされば、問題は解決すると思うのでありますか。

○國務大臣(池田勇人君) 私はそういう考え方を持つております。合同運用したほうが効果的だということは郵便貯金並びに簡易保険、郵便年金の金額が日本の資金蓄積の上において占める地位において相当考えなければならない。昔のように銀行預金で十分の一もない五十分の一、百分の二もなかつたといふ

上げません。

○木村禪八郎君 大蔵大臣必ずしも反対でない……。

○國務大臣(池田勇人君) 提案しました部分についてのあなたがたのお考えになつた修正につきまして、只今は賛成とか反対とかいうふと申上げる立場にございません。

○大野幸一君 それに関連して後日の大臣に衆議院の与党、自由党初め各党が修正案を用意いたしましたとの内容は、第二條から簡易生命保険の積立金と郵便年金の積立金は除外するということ、それから併し昭和二十七年三月三十日までは運用部に預託するといふこの二つの意味を盛つて各党が共同して修正案を用意したという事実はお知りになつておつたでしようか、どう

うござりますが、それらについて一つ御意見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 風の便りと

言つては語弊があるかも知れませんが、衆議院の修正案が考えられたといふことは事務当局から聞いたことはあります。併し今のような、お話をよう分の間とか、二十何年度、例えば二十七年度、或いは八年度、そういうふうな形にすることは大蔵大臣は賛成でないものでありますか。

○大野幸一君 当時我々はそれを司令部に持つて行つてOKをとるために、これは官房長官など、或いは大蔵当局は若しそれに対して、司令部から意見を求められたならば、それに対してもうからないのでありますか。

○國務大臣(池田勇人君) 私は決意いたしまして御審議を願つておるのであります。国会のほうでおやりになりました御意見を伺いたいのですが、聞いておるんですが、それは嘘ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 私はそうい

う意見を申したことはございません。

○片岡文重君 しばり席をはずしましたので、或いは他の諸君からお尋ね

料が見当りませんからその次をお尋ねいたします。衆議院における大蔵大臣の御答弁を伺いますと、簡保の募

集、それからこの年金の募集が幾何級数的に増加するといふと、これを除いて考

えて見ますと、必ずしもそはいかないよう、資料としては拜見できるのですが、それらの点について一つ御意見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 私は幾何級

数的に植えているとは言つておりません。幾何級数的のような恰好で植えて生命保険は非常な不況に陥つてお

ります。今でもまだそのきらい

御承知の通り戦後インフレによりましで、これ以上のことはありません。具体的に御質問頂ければお答えいたします。

○片岡文重君 木村さんにお答えになつた点がよく私先ほどお断り申しまし

た通り、前段のほうはよくわかつてお

りません。席についておりませんか

う。それで御了解を得たわけでありますが、私聞くところによると曾つて郵政省と大蔵省との間においてこの問題について協定がなされておつて、その線に沿うてやつて来られたやに私伺つておるのですが、何か両省の協議が円満につかないで、一方的にこれが出来たやに伺うのですが、そういう点について御意見を伺いたいのです。

○國務大臣(池田勇人君) 協定と申しますと、各省いろんなことがあります

ので存じております。どういう協定でございましょうか。

○片岡文重君 それでは今ちょっと資

料が見当りませんからその次をお尋ねいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 二十二年度末におきましては契約高は二百四十四億円ございましたもの

が、

〔委員長退席、理事木内四郎君委員長席に着く〕

二十五年の十二月に三千七百五十九億に殖えております。これに対応いたしまして民間保険におきましては二十年

度末には七百三十五億の契約高でござります。末には五千三百九十三億なつております。

○片岡文重君 これはいささか誤解に誤法といふ形になるかも知れませんが、契約高を以て御説明になられる場合には、これは年々増加して行くのは当然であつて、私のむしろお伺いしたいといふ点は、そういう契約高でなく、いわゆる年々の増加高、一年の増え方が本当の増加であつうと思ひ、契約の高は貯金と違いますから嵩高になつて行くのは当然だと思ひます。そういう観点に立つての御説明を頂きたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 私は契約高で行くのが適当ぢやないかと思ひます。御質問の点はなんぞござりますか、毎年の払込保険料をおつしやつたのですか、或いは貯金準備金とか責任準備金に相当するものをおつしやつたのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 御指摘の資料がございましたから申上げます。契約の増加高で申しますと、二十三年度簡保九百八十億、民保が千七百億、ところが二十四年度は簡保千七百九十億に殖えておる。これに対して民保千百四十億に殖えております。

○片岡文重君 それから先ほどいわゆる大蔵省と郵政省の間になされた協定と申しますのは、昭和二十四年十月二十四日になされておるようあります。而もその当時日本における経済状態を勘案されての止むを得ない措置としての御

協定になつたように私伺つたのです

が、最近における経済状態の好転、こ

れはマツカーサー元帥がしば／＼述べられておる点からみましても、証拠立てられると思うのであります。そ

う点に立つてなお且つこれを而も両省の完全なる了解なくして延期されようとするその御意見をお伺いした

い、こういうことであります。

○政府委員(舟山正吉君) この簡保資金の統一運用につきましては、どうも前提出に多少の御理解の足らない点があるのではないかと思うのであります。

終戦後二十一年の指令によりまして、預金部に優先いたしまして、簡保資金は終戦後二十一年の指令によりまして、法律に優先いたしまして、簡保資金はおるのでござります。これをこの二、三年このかた一つ制度を変えて簡保の独立運用というところに持つて行こうじやないかといふことでいろいろの論議があつたわけでございます。

○片岡文重君 次に伺いますが、先ほど来大臣の御説明の中に郵便貯金といふ言葉がしば／＼出ておつたようです。これが問題になつて来る点は、貯金と、それから簡保や何かの性格とはまるつ切り、まるつ切りと云い過ぎかも知れませんが、大分違うようであります。た従つて私どもはこれを控除すべきであるという意見の上に立つ、簡保並びに年金の資金は戦前になされておつた年に郵便貯金がどういう率を占めておるうとも、この点については差當つて意見の上に立つておるのでありますから、郵便貯金がどういう率を占めておるうとも、この点については差當つて意見を考えませんので、而も大方の意見がやはり私と同じように考えられま

すので、御説明の中で貯金を含めてするので、御説明を下さることは却つて私どもの

理解を誤らせるように考えられますので、一つお含みおきを頂きたいと思うわけでございます。

それからやはり衆議院における御答弁を伺つておりますと、戦争中から一

手に引受けた大蔵省でこれを扱つておられたというふうに御説明になつておら

れるのであります。これ又私どもか

らみますと、いささか相違があるのでないか考えられるわけですが、この点についてそういう御答弁を伺つておら

りますが、これを大蔵省に持つて行かれますし、而もこの積立てられた資金を回相談所であるとかいうようなことに使つて、実質的にこれを地方に還付して健康相談所であるとか、或いは巡回相談所であるとかいうようなことに使つて、実質的にこれを地方に還付するようになりますが、たしか簡保法に譲つてあると私は考えております

が、これを大蔵省に持つて行かれますので、この点についてそういう御答弁の通り御訂正の必要がないかどうか、一つ先ず伺つた上で……。

○国務大臣(池田勇人君) あなたとの相違はどの点でございましょうか。若し訂正すべきものがあつたら訂正いたします。

○片岡文重君 大蔵大臣の委員会においての御答弁で、大蔵省で一手に引受けた運用をしますことは戦争中から始まりましたことであつて、その後もずっとやつておるのであるというような意味

の御答弁がされておるのであります

が、これは一部分についての引受けは現状を変更するものではないでござります。現在でも二十一年の指令によりましてそういうことは禁止せられております。この郵便貯金の金は勿論であります。その他預金部に流入され

てきました資金は、原則として國債、地方債に運用するということになつておるのであります。

○片岡文重君 一応終つて置きます。

○理事(木内四郎君) ほかに御質問あります。御意見のおありのかたは、賛成ですか。

別に御発言もないようでありますから、質疑は盡きたものと認めて、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それではこれより討議に入ります。御意見のおありのかたは、賛成ですか。

○國務大臣(池田勇人君) それは郵政省におきまして今三十数億円の貸付金がございます。これは今まで通りにやつておるのあります。私の申上げま

すのは、昭和十八年から大部分を預金部のほうへ統合いたしましたのであります。まだ郵政省自体でおやりになつておるもの三十数億円あることは承知

何どき聞くかも知れませんから、大蔵大臣は何どきでも御出席できるようになりますか……。ほかに御質疑がなければ、暫時休憩いたしたいと思いますが、両院協議会のほうの模様でここはかたがたもなるべくこの席で御休憩に休息いたしました。

反対の理由は、これまでの審議の経過に従つても非常に明らかなのであります。これが要約すれば三点に帰着することができます。

午後八時二十七分休憩

その第一は、これまでの審議の経過を見ておりますと、どうもこの法案は大きな金融業者とか、大きな生命保険会社、これの擁護の法案であるということが非常に明らかになつて來たのであります。大蔵大臣は、この簡易生命保険を維持、育成する、こういうふうに言われて、その方針は變らないと言つておりますが、そういう保険社会の方面から、どうも簡保の競合關係といふように思われるのであります。更に又金融機関のほうにおきましては、預金部で零細な資金が集まつたのを、これを以て金融債を引受けけるという形で、そうしてこれを大企業のほうに運用して行こう、こういうことを望むわけでありまして、そういう面からも郵政省のほうにおいてこの資金を運用して、簡保がます／＼これが發展することについて、これを生命保険のほうからも、大生命保険会社、それから大金融業者のはうからも好まない。そういう点がどうも看取されるのであります。これが審議の経過に徴して、そういう感じを持たざるを得なかつたのであります。これが反対理由の第一であります。

第二の反対理由は、郵政省においてこの資金を運用するということによつて、やはり簡保の募集の成績が非常に良くなる、こういふうに思われるのあります。これまでこのいろ／＼な反対運動とか陳情とか、そういうものに従いまして、第一線において簡易生命保険の募集に携わる人の心理的な気持ちとして、これが資金運用部で一括長期間に運用せられるということになり

ますと、簡易生命保険募集の成績が害されるとは言えないと思ひますけれども、その著しい发展にブレークをかける危険がある。而も資金の蓄積といふことは、今の日本においては非常にあります。大蔵大臣は、この簡易生命保険を維持、育成する、こういうふうに言われて、その方針は變らないと言つておりますが、そういう保険社会の方面から、どうも簡保の競合關係といふように思われるのであります。更に又金融機関のほうにおきましては、預金部で零細な資金が集まつたのを、これを以て金融債を引受けけるという形で、そうしてこれを大企業のほうに運用して行こう、こういうことを望むわけでありまして、そういう面からも郵政省のほうにおいてこの資金を運用して、簡保がます／＼これが發展することについて、これを生命保険のほうからも、大生命保険会社、それから大金融業者のはうからも好まない。そういう点がどうも看取されるのであります。これが審議の経過に徴して、そういう感じを持たざるを得なかつたのであります。これが反対理由の第二であります。

それから第三の反対理由は、郵政省がこの資金を運用すると、簡易生命保険に加入した加入者の保険金の運用に危険が生じた場合、危険が生ずる可能性がある。そうしますと、その補償が十分でない、損失が生じた場合、国家がこれを補償しなければならない。そしてこれを補償しなければならないとすると、国民の負担になるというような意見があるようありますけれども、これは金融債を引受けても、郵政省で資金を運用しても、これは同じである

ます。しかし、この法律案がここで成立しなくては、日本は今まで金融債は一、二月にこれで決して得策ではない。集まつた国家も、日本の現状としては、その前に先ず蓄積資金のボリュームを大きくするところでも悪影響を与えるというようなことも、これは非常に重要ななういう点から反対せざるを得ない、これが反対理由の第三であります。

以上三点からこの法案に賛成することは当らないと思うのでありますから、私はこの法律案がここで成立しなくては、日本は今まで金融債は一、二月にこれで決して得策ではない。集まつた国家も、日本の現状としては、その前に先ず蓄積資金のボリュームを大きくするところでも悪影響を与えるというようなことも、これは非常に重要ななういう点から反対せざるを得ない、これが反対理由の第三であります。

○委員長（小串清一君）ほかに御意見もないようありますから……

○三輪寅治君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今議題となつておりますが、この資金運用部資金法案並びに関連法案に対して反対をするものであります。

まずこの法案は、簡易保険積立金の統一運用を恒久化するものであります。が、これは根本において認識の錯陥によるものであります。およそ統一立金の預託に対し年五分五厘以下の利子を支払うのですが、これを郵政省において運用すれば、六分五厘以上の利子收入があり、これによる利益は契約者配当の方法によつて加入者に割戻され、その結果簡易保険の契約募集も容易となるのであります。而も簡易保険積立金をいわゆる地方還元の原則によつて從来通り郵政省自体運用することを認めますならば、地方公共団体は保険加入に一層熱意と協力とを示し、簡易保険の契約募集と契約保全とは一層容易となり、従つて資本蓄積は現在以上に促進せられるのであります。勿論我々は郵政当局をしてお

の安定は最も大切でありますけれども、簡易保険はこの資本蓄積と民生安定とに最も効果的な経済的施設であります。従つて簡易保険事業を強化発展させることは、日本再建のために極めて大きな意義を有すると考えるのであります。然るに簡易保険は、御承知の通り国民に加入を強制する保険ではなくて若しこの法律案がここで成立しなくては、これまで金融債は一、二月にこれで決して得策ではない。集まつた国家も、私は今後金融債を引受けできることが、本法案が成立しなければできないという理窟はない。若しそうであれば、一、二月金融債を引受けたのことは、これは違反なわけであります。これが反対理由の第二であります。

以上理由によりまして、私は労働者農民党を代表して本法案に反対するものであります。

○委員長（小串清一君）ほかに御意見もないようありますから……

○三輪寅治君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今議題となつておりますが、この資金運用部資金法案並びに関連法案に対して反対をするものであります。

まずこの法案は、簡易保険積立金の統一運用を恒久化するものであります。が、これは根本において認識の錯陥によるものであります。およそ統一立金の預託に対し年五分五厘以下の利子を支払うのですが、これを郵政省において運用すれば、六分五厘以上の利子收入があり、これによる利益は契約者配当の方法によつて加入者に割戻され、その結果簡易保険の契約募集も容易となるのであります。而も簡易保険積立金をいわゆる地方還元の原則によつて從来通り郵政省自体運用することを認めますならば、地方公共団体は保険加入に一層熱意と協力とを示し、簡易保険の契約募集と契約保全とは一層容易となり、従つて資本蓄積は現在以上に促進せられるのであります。勿論我々は郵政当局をしてお

衆議院より提出されました関税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

関税法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案（関税法の一部を改正する法律の一部改正）

第一條 関税法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則中「四月一日」を「五月一日」に改める。

（保税倉庫法及び保税工場法）

一部を改正する法律の一部改正）

第二條 保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第六十五号）の一部を次のように改める。

附則第一項中「四月一日」を「五月一日」に改める。

（附則）

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

こういふ法律案、即ち先刻通過いたしました関税定率法の一部改正のほか別段御質問もないようではありますから、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小串清一君）御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。

〔省略々々」と呼ぶ者あり〕

○三輪貞治君 「五月一日」に改めて、それを昭和二十六年四月一日から施行するといふのはどうなんですか。

○委員長（小串清一君）この法律は昭和二十六年四月一日からやる、こういふのであります。

〔採決々々」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小串清一君）それでは別段討論はないものと認めますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小串清一君）御異議ないと認めまして、今朗読をいたしました法案を原案通り可決することに御賛成のかたの挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長（小串清一君）全会一致でござります。可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容については、本院規則第四百四條によつてあらかじめ多数意見者の御承認をお願いすることに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小串清一君）それから委員長が議院に報告する報告書に附する多數意見者の御署名を願います。

〔多数意見者署名〕

愛知 捷一
森 八三一
大矢牛次郎
黒田 英雄
小宮山常吉君
小林 政夫君
高橋龍太郎君
油井賢太郎君
森 八三一君
木村禧八郎君
上條 愛一君
西村 直己君
奥村又十郎君
水田三喜男君
三宅 則義君
木内 四郎
下條 恭兵
三輪 貞治
小林 政夫
秋山俊一郎
岡崎 真一
小宮山常吉
杉山 昌作
松永 義雄
忠 忠
佐藤 一郎君
河野 一之君
森永貞一郎君
佐藤 一郎君
平田敬一郎君
石田 忠
佐市君
舟山 正吉君

大矢半次郎君
杉山 昌作君
木内 四郎君
愛知 捷一君
秋山俊一郎君
岡崎 真一君
黒田 文重君
下條 恭兵君
野溝 勝君
松永 義雄君
三輪 貞治君
小宮山常吉君
小林 政夫君
高橋龍太郎君
油井賢太郎君
森 八三一君
木村禧八郎君
上條 愛一君
西村 直己君
奥村又十郎君
水田三喜男君
三宅 則義君
木内 四郎
下條 恭兵
三輪 貞治
小林 政夫
秋山俊一郎
岡崎 真一
小宮山常吉
杉山 昌作
松永 義雄
忠 忠
佐藤 一郎君
河野 一之君
森永貞一郎君
佐藤 一郎君
平田敬一郎君
石田 忠
佐市君
舟山 正吉君

大蔵省銀行局預金部課長 高橋 俊英君
郵政省簡易保険局長 金丸 徳重君
事務局側 常任委員会専門員 木村常次郎君
常任委員会専門員 小田 正義君

三月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、納稅貯蓄組合法案

納稅貯蓄組合法案
（目的）

第一條 この法律は、納稅資金の貯蓄を目的として組織される組合について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もつて租税の容易且つ確実な納付に資せしめることを目的とする。

（定義） 第二條 この法律において「納稅貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納稅資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものとをいう。

（定義） 第二條 この法律において「納稅貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納稅資金の貯蓄のため組合を通じて預金又は貯金をする場合には組合員別の口座により、納稅貯蓄組合預金又は郵便貯金をもつてしめなければならない。

（納稅貯蓄組合預金の受入）

第五條 指定金融機関は、他の法令又は定款の規定にかかわらず、納稅貯蓄組合預金を受け入れることができる。

（租税納付の委託） 第六條 納稅貯蓄組合の組合員は、納稅貯蓄組合預金をもつて租税の納付に充てようとするときは、納付書、納稅告知書その他租税の納付に必要な書類を當該預金の預入先の指定金融機関に提出し、その納付を委託することができる。

（指定期間） 第六條 納稅貯蓄組合の組合員は、納稅貯蓄組合預金をもつて租税の納付に充てようとするときは、納付書、納稅告知書その他租税の納付に必要な書類を當該預金の預入先の指定金融機関に提出し、その納付を委託することができる。

3 この法律において「租税」とは国税及び地方税）地方税にあわせ又は加算して納付し、又は徴収される地方公共団体の徴収金を含む。)をいう。

協同組合（以下「指定金融機関」といふ。）に對して預入したものといたる。

いへは、正当な事由がある場合を除く外、その委託を拒んではならない。

(課税関與の禁止)

第七條 納稅貯蓄組合又はその組合員は、その地位を利用して、その組合員又は自己以外の組合員がなすべき課税標準の申告又は当該組合員に対してなされるべき租税の賦課に関与してはならない。

(所得税の非課税)

第八條 紳稅貯蓄組合預金の利子については、所得税を課さない。但し、第九條第一項の規定により指定金融機関に委託して租税の納付に充てる場合において引き出された部分の金額に対する利子については、この限りでない。

2 紳稅貯蓄組合預金の利子のうち

前項但書の規定により所得税を課する部分の金額の計算の方法については、政令で定める。

(印紙税の非課税)

第九條 紳稅貯蓄組合の業務及び納稅貯蓄組合預金に関する書類については、印紙税を課さない。

(補助金の交付)

第十條 国又は地方公共団体は、納稅貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

第十三條 紳稅貯蓄組合が解散したときは、組合の代表者であつた者は

2 国又は地方公共団体は、納稅貯蓄組合に對し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。

3 第一項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定め

(質問検査)

第十一條 紳稅貯蓄組合の規約の届出を受けた税務署長及び地方公共団体の長は、この法律の適正な実施を確保するため必要があるときは、当該組合又はその組合員に対して、質問し、若しくは前條第一項の規定による補助金の交付に関する事務を検査して当該組合の帳簿書類を検査し、又は所属の職員をしてこれらを示す。質問又は検査をさせることができない。

(過料)

第十四條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。その他これに準ずる者は、遅滞なく、規約の届出をした税務署長及び地方公共団体の長にその旨を届け出なければならない。

三 第一項に規定する事項につき相談に応すること。(以下この事務を「税務相談」という。)

第二章 税理士試験(第五條—第十七條)

第三章 登録(第十八條—第二十

第四章 税理士の権利及び義務(第三十條—第四十三條)

第五章 税理士の責任(第四十四

條—第四十八條)

第六章 雜則(第四十九條—第五

十六條)

第七章 償則(第五十七條—第六

十三條)

附則

第一章 総則

第二條 税理士は、中正な立場において、納稅義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定され

た納稅義務を適正に実現し、納稅に關する道義を高めるように努力しなければならない。

第三條 税理士試験に合格した者

四 第七條又は第八條の規定によ

る税理士試験の免除科目が第六

條に掲げる試験科目の全部に及ぶ者

五 第一項の規定により同法第二

百五号)第七條第一項又は第二

項の規定により同法第三條に規定

する事務を行なうことができる者及

び公認会計士法(昭和二十三年法

律百三号)第十六條の二第一項

の規定により同法第二條に規定す

る事務を行なうことができる者は、

この法律の規定の適用について

は、それぞれ弁護士及び公認会計士とみなす。

(欠格條項)

第四條 左の各号の一に該当する者は、前條の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。

目次

税理士法案

税理士法

第一章 総則(第一條—第四條)

- 一 未成年者
二 禁治産者及び準禁治産者
三 破産者で復権を得ないもの
四 国税若しくは地方税に関する法律、この法律又は旧税務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）の規定により禁以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの
- 五 国税若しくは地方税に関する法律、この法律若しくは旧税務代理士の規定により罰金の刑に処せられた者又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）若しくは関税法（明治三十二年法律第六十一号）（關稅法（明治三十二年法律第八十八号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（料料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者で、それぞれその刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの
- 六 国税又は地方税に関する法律、この法律及び旧税務代理士法以外の法令の規定により禁以上の刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの
- 七 懲戒処分により、國若しくは地方公共団体の職員を免職（罷免その他免職に相当する处分を含む。）され、弁護士会から除名され、公認会計士の登録をまつ消され、計理士の業務を禁止され、若しくはその登録をまつ消され、又は行政書士の登録を取り消された者で、これらの処分が確定した日から三年を経過しないもの
- 八 懲戒処分により、國若しくは地方公共団体の職員を免職（罷免その他免職に相当する处分を含む。）され、弁護士会から除名され、公認会計士の登録をまつ消され、計理士の業務を禁止され、又は行政書士の登録を取り消された者で、これらの処分が確定した日から五年を経過しないもの
- 九 税理士の登録の申請を却下された者のうち第二十二条第四項の規定に該当する者又は第二十五回第一項の規定により税理士の登録を取り消された者で、これららの処分が確定した日から三年を経過しないもの

- 第五條 左の各号の一に該当する者は、税理士試験を受けることができる。
- 一 計理士、会計士補及び会計士補となる資格を有する者
二 税務官公署における事務又は他の行政事務に従事した期間が通算して三年以上になる者
三 行政機関において政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行
- 七 懲戒処分により、税理士の登録を取り消され、若しくは税務

- 九 政事務に従事した期間が通算して五年以上になる者
四 銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人において政令で定める貸付その他資金の運用（貸付先の経理についての審査を含む。）に従事した期間が通算して五年以上になる者
五 法人（國又は地方公共団体の特別会計を含む。）又は事業を営む個人の政令で定める会計に関する事務に従事した期間が通算して五年以上になる者
六 税理士、税務代理士、弁護士、公認会計士又は計理士の業務の補助の事務に従事した期間が通算して五年以上になる者
七 弁護士の業務に従事した期間が通算して五年以上になる者
八 司法書士又は行政書士の業務に従事した期間が通算して十年以上になる者
九 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科若しくは専門学校又は政令で定めるこれらの学校と同等以上の学校（以下「大学等」という。）を卒業し、又は修了した者で、これらの学校において法律学又は経済学を修めたもの
十 司法試験第二次試験又は高等

- （受験資格）
（試験科目）
（試験の目的及び試験科目）
第六條 税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、左に掲げる科目について行う。
- 一 所得税法、法人税法、相続税法、富裕税法、国税徵收法、地方税法のうち附加価値税に関する部分及び地方税法のうち固定資産税に関する部分（以下「税法」という。）のうち受験者の

- 選択する三科目。但し、所得税法又は法人税法又は法人税法のいずれか一科目を必ず選択しなければならない。
二 会計学のうち簿記論及び財務諸表論（以下「会計学」という。）
（二科目）
第七條 税理士試験において試験科目のうちの一部の科目について試験科目で定める基準以上の成績を得た者に對しては、その申請により、その後に行われる税理士試験において当該科目の試験を免除する。
第八條 左の各号の一に該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目的試験を免除する。
一 大学等において法律学又は財政学に属する科目的教授、助教授又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び法律学又は財政学に属する科目的研究により学位を授與された者については、税法に属する科目的試験において当該各号に掲げる科目的試験を免除する。
二 大学等において法律学又は財政学に属する科目的教授、助教授又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び法律学又は財政学に属する科目的研究により学位を授與された者については、税法に属する科目的試験において当該各号に掲げる科目的試験を免除する。
三 会計士補及び会計士補となる資格を有する者については、会計科目に属する科目的試験に属する者については、会計科目に属する科目的試験を免除する。
四 計理士の業務に従事した期間が通算して五年以上になる者については、会計学に属する科目

五 所得税、法人税相続税若しくは富裕税の賦課又は国税に関する税法の立案に関する行政事務に従事した期間が通算して十年以上になる者については、税法に属する科目のうち国税に関するもの

六 国税に関する行政事務のうち前号に掲げる事務以外の事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者については、税法に属する科目のうち国税に関するもの

七 附加価値税若しくは固定資産税の賦課又は地方税に関する税法の立案に関する行政事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者については、税法に属する科目

八 前号に掲げる事務に従事した期間が通算して十年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの

九 地方税に関する行政事務のうち第七号に掲げる事務以外の事務にもつばら従事した期間が十五年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関する行政事務のうち

2 前項第一号、第二号又は第四号から第九号までに規定する職、業務又は事務のうち、試験の免除科目を同じくする職、業務又は事務の二以上に従事した者に対するものと

は、それぞれ当該職、業務又は事務についてこれらの号に規定する年数を十年とする割合により年数を換算してこれらの職、業務又は事務の二以上に従事した期間を通じてこれら

算した場合に、その期間が十年以上になるときは、その申請により、税理士試験において当該科目の試験を免除する。この場合において、第一号又は第七号に規定する職又は事務に従事した者については、当該職又は事務に従事した期間に通算する他の税に関するもの又は地方税に関するもののいずれかを免除する他の事務に従事した期間に通算することができるものとする。

(受験手数料)

第九條 税理士試験を受けようとする者は、五百円を受験手数料として納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、税理士試験を受けなかった場合においても還付しない。(合格の取消等)

第十條 税理士試験委員は、不正の手段によって税理士試験を受け、又は受けようとした者に対してもその試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 税理士試験委員は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて税理士試験を受けることができないものとすることができる。

(合格証書等)

第十一條 税理士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを見証する証書を授與する。

2 試験科目のうちの一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者には、その基準以上の成績を得た科目を通知する。(試験の執行)

上になるときは、その申請により、税理士試験において当該科目の試験を免除する。この場合において、第一号又は第七号に規定する職又は事務に従事した者については、当該職又は事務に従事した期間に通算する他の税に関するもの又は地方税に関するもののいずれかを免除する他の事務に従事した期間に通算することができるものとする。

第十二條 税理士試験は、税理士試験委員が行う。

2 税理士試験は、毎年一回以上行う。

(税理士試験委員)

第十三條 国税庁に税理士試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員は、税理士試験の執行に関する事項その他この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

3 試験委員は、委員長及び常任委員二人をもつて組織する。

4 税理士試験を行う場合には、税理士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、臨時委員十五人以内を試験委員に加えることができる。

5 委員長及び常任委員は、租税に関する学識経験のある者たちから大蔵大臣が任命する。

6 臨時委員は、税理士試験を行うについて必要な学識経験のある者たちから試験委員が推薦した者について、大蔵大臣が任命する。

7 委員長は、試験委員を代表し、その事務を総括する。

8 試験委員の事務に関する決定は、委員長及び常任委員の過半数の議決による。但し、税理士試験の問題の作成及び採点は、試験委員の定めるところにより、委員長、常任委員及び臨時委員が分担して行う。

(委員長等の任期)

第十四條 委員長及び常任委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の後任の委員長又は補欠の常任委員の任期は、それぞれ

前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、税理士試験の執行ごとに任命し、その事務が終つたときは、退任するものとする。

(委員長等の勤務)

第十五條 委員長、常任委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(試験委員の庶務)

第十六條 試験委員の庶務は、国税庁長官房においてつかさどる。

(試験の細目)

第十七條 この法律に定めるもの外、税理士試験の受験に関する細目については、大蔵省令で定める。

第三章 登録

(登録)

第十八條 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に氏名、生年月日、事務所の所在その他大蔵省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(税理士名簿)

第十九條 税理士名簿は、国税庁に備える。

2 税理士名簿の登録は、国税庁長官が行う。

(変更登録)

第二十條 税理士は、第十八條の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

(登録の申請)

第二十一條 第十八條の規定による登録を受けようとする者は、大蔵省令で定める様式によつて作成した登録申請書を、その住所地を管轄する税務署長を経由して、国税庁長官に

提出しなければならない。

2 前項の規定による登録申請書には、その副本二通を添附するものとし、税務署長は、当該申請書を受理したときは、遅滞なく当該副本一通ずつを当該申請者の住所地を管轄する市町村(特別区及び全部事務組合を含む。以下同じ。)及び都道府県の長に送付するものとする。

(登録に関する決定)

第二十二条 国税庁長官は、前條第一項の規定による登録申請書を受理した場合においては、当該申請者が税理士となる資格を有し、且つ、二十四條各号の規定に該当しない者であると認めたときは税理士名簿に登録し、当該申請者が税理士となる資格を有せず、又は同條各号の一に該当する者であると認めたときは当該登録の申請を却下しなければならない。

2 国税庁長官は、前項の規定により登録の申請を却下しようとするときは、あらかじめ当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を與えなければならない。

(登録の申請)

3 国税庁長官は、第一項の規定により登録を受けた事項に変更を却下するときはその理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

4 国税庁長官は、第一項の規定により登録の申請を却下する場合に

ときは、あわせて当該税理士に対し、その調査の日時場所を通知しなければならない。

2 前項において「青色申告書」とは、所得税法第二十六條の三第一項、法人税法第二十五條第一項又は地方税法第五十二條第一項に規定する申告書をいう。

(意見の聽取)
第三十五条 国税厅協議団又は国税局協議団の協議官は、所得税法、法人税法、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)又は賃貸税法(昭和二十五年法律第百七十四号)の規定による審査の請求に係る事案について調査する場合において、当該審査の請求に關し第三十一条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に關し意見述べる機会を與えなければならぬ。

(脱税相談の禁止)
第三十六条 税理士は、脱税につき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)
第三十七条 税理士は、税理士の信
用又は品位を害するような行為をしてはならない。

第三十八条 税理士は、正当な理由がないで、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなりた後においても、また同様とする。(報酬の制限)

第三十九條 税理士は、何らの名義をもつてするを問わず、税理士業務に関し、国税厅長官が定める額をこえて報酬を受けてはならない。

2 国税厅長官は、前項の報酬のうち地方税に關するものの額を定めるときは、地方財政委員会に協議しなければならない。

3 国税厅長官は、第一項の報酬の額を定めたときは、これを告示しなければならない。

(事務所設置の義務)
第四十条 税理士は、税理士業務を行なうための事務所を設けなければならない。

2 国税厅長官は、税理士業務を行なうための事務所を二以上設けてはならない。但し、特に必要がある場合において、大蔵省令で定める手続により国税厅長官の許可を受けたときは、この限りでない。

(帳簿作成の義務)
第四十一条 税理士は、税理士業務に關して帳簿を作成し、左の各号に掲げる事務の区分に応じて当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

2 国税厅長官は、税理士業務の停止を除く外、税理士が、この法律又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、税理士が報酬のある公職につき、その職にある間においても、また

(業務の停止)
第四十二条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、司法書士又は行政書士の業務を停止された場合においては、その处分を受けている間、税理士業務を行なつてはならない。

2 国税厅長官は、第一項の報酬の額を定めたときは、これを告示しなければならない。

(事務所設置の義務)
第四十三条 税理士は、税理士業務を行なうための事務所を設けなければならない。

2 国税厅長官は、前條第一項又は第二項の規定に該当する場合を除く外、税理士が、この法律又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、税理士各号に掲げる懲戒処分をすることができる。

2 第二十二条第二項及び前條第四項の規定は、前項の規定による処分をする場合を準用する。

2 第四十六条 国税厅長官は、前條第一項又は第二項の規定による処分をする場合を除く外、税理士が、この法律又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、税理士各号に掲げる懲戒処分をすることができる。

2 第四十七条 何人も、税理士について、第四十五条第一項若しくは第二項又は前條第一項の規定に該当する事実があると認めたときは、税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の税理士業務の停止又は登録の取消の処分をすることができる。

2 第四十八条 国税厅長官は、第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による戒告又は税理士業務の停止の処分が確定したときは、遅滞なくその旨を官報をもつて公告しなければならない。

2 第六章 雜則
(臨時の税務書類の作成等)
第五十条 国税局長(地方税については、地方公共団体の長)は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るために、税理士以外の者に対し、その申請により、二月以内の期間を限り、且つ、租税の税目を指定して、無報酬で課税標準若しくは税

項の規定による処分をする場合に準用する。

4 国税厅長官は、第一項又は第二項の規定による処分をするときは、その理由を附記した書面によることを通知しなければならない。

(一般の懲戒)
第四十九條 税理士会は、各國税局の管轄区域内の区域を基礎としてそ

2 税理士会は、各國税局の管轄区域の会員として含む税理士会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

3 税理士会連合会は、定款で定めるところにより、税理士会以外の者をその会員とすることができる。

4 税理士会及び税理士会連合会は、税理士の職責にかんがみ、この法律の規定による税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため会員の指導及び連絡に関する事務を行ふことを目的とする。

3 税理士会連合会は、定款で定めるところにより、税理士会以外の者をその会員とすることができる。

4 税理士会及び税理士会連合会は、税理行政その他の国税若しくは地方税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諸間に答申することができる。

5 税理士会及び税理士会連合会は、税理行政その他の国税若しくは地方税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諸間に答申することができる。

2 第二十二条第二項及び前條第四項の規定による処分をする場合は、税理士各号に掲げる懲戒処分をすることができる。

2 第四十九條 税理士は、各國税局の管轄区域内の区域を基礎としてそ

類に関する申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類又は租税の减免若しくは徵収猶予に関する申請書の作成及びこれに関連する税務相談に応ずることを許可することができる。但し、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び民法第三十四条の規定による法人その他の政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとす。

2 第三十三条第二項及び第四項、第三十六条並びに第三十八条の規定は、前項の規定による許可を受けた場合を除く外、税理士業務を行つた者に適用する。

(税理士業務の制限)
第五十一条 税理士でない者は、前項の規定による許可を受けた場合を除く外、税理士業務を行つてはならない。

(名称の使用制限)
第五十二条 税理士でない者は、税理士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2 税理士会及び税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。
3 前二項の規定は、税理士でない者並びに税理士会及び税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。
(税理士の使用者等の秘密を守る義務)
第五十三條 税理士の使用者その従業者は、正当な理由がなくて、税

理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は借用してはならない。税理士の使用者その他の従業者でなくなつた後においても、従業者でなくつた後においても、従業者でな

(監督上の措置)

第五十四条 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士若しくは税理士会、税理士会連合会その他の税理士の組織する団体若しくはその連合体から報告を徴し、これららの団体に対しその行う事業について勧告し、又は当該職員をして税理士に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定による報告の徴収、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(訴願)
第五十五条 第二十二条第一項、第二十五条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による処分を受けた者は、当該処分に異議があるときは、当該処分に係る通知を受けた日から一月以内に、訴願法(明治二十三年法律第百五号)の規定により大蔵大臣に訴願をすることができる。

2 第二十二条第二項の規定は、前項の規定による訴願の裁決(却下の裁決を除く)をする場合に準用する。

(事務の委任)
第五十六条 国税庁長官は、第四十一条第二項但書又は第五十四条第一項又は第四十六条第一項の規

項の規定によりその権限に属せしめられた事務の一部を国税局長又は税務署長をして取り扱わせることができる。國税局長は、前項の規定により事務の一部を國税局長又は税務署長をして取り扱わせることとしめたときは、その旨を告示しなければならない。

2 国税局長は、前項の規定により事務の一部を國税局長又は税務署長をして取り扱わせることとしたときは、その旨を告示しなければならない。

(第七章 罰則)
第五十七条 第三十六条(第五十一条第二項において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第五十一条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五年以下の罰金に処する。

第五十九条 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条(第五十条第二項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

二 第五十三条の規定に違反した者

3 税務代理士法の廃止前にした行為に対する罰則の適用について

第六十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条の規定に違反した者

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

二 第四十二条の規定に違反した者

3 第四十三条の規定に違反した者

定による税理士業務の停止の処分が確定した場合において、その処分に違反して税理士業務を行つた者は、五万円以下の罰金に処する。

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 第五十二条第一項の規定に違反した者

一 第五十二条第二項の規定に違反した者

二 第四十一條第一項の規定によ

る帳簿を作成せず、又はこれに

同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

2 第五十四条第一項の規定によ

る報告をせず、若しくは虚偽の

報告をし、質問に答弁せず、若

しくは虚偽の答弁をし、又は検

査を拒み、妨げ、若しくは忌避

した者

3 税務代理士法の廃止前にした行

為に対する罰則の適用について

4 左に掲げる者(弁護士及び公認

会計士である者を除く)は、第三條の規定にかかるらず、税理士となる資格を有するものとする。

は人については、この限りでない。

附 则

1 この法律は、公布の日から起算して三月間は、なおその効力を有し、その期間の満了の日までに同一の規定による許可を申請した者については、昭和二十七年三月三十一日まで、なおその効力を有する。

2 税務代理士法は、廃止する。但し、同法第四條第一項の規定による税務代理士の許可に関する規定は、この税理士の施行の日から起算して三月間は、なおその効力を有し、その期間の満了の日までに同一の規定による許可を申請した者については、昭和二十七年三月三十一日まで、なおその効力を有する。

3 税務代理士法の廃止前にした行為に対する罰則の適用について

4 左に掲げる者(弁護士及び公認会計士である者を除く)は、第三條の規定にかかるらず、税理士となる資格を有するものとする。

但し、これらの者は、第二十二条第一項の規定にかかるらず、政令で定める三十時間以上の税法に関する講習又は研修を経た後でなければ税理士の登録を受けることができない。

1 この法律施行の際現に旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けた者

2 第二項但書の規定に基づきなお

その効力を有する旧税務代理法の規定による税務代理士の許可を受けた者

3 この法律施行の際現に國又は地方公共団体の職員である者で、も

つばら國税に関する行政事務に從事するため當該業務に関し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又

事した期間又はもつばら地方税の賦課に関する事務に従事した期間がそれぞれ通算して十五年又は二十年以上になるものは、政令で定める基準により税法及び会計学に関し税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の試験委員の認定を受けた場合に限り、第三條の規定にかかわらず、税理士となる資格を有するものとする。

6 前項に規定する者は、同項の規定による試験委員の認定を受けようとするときは、この法律施行の日から起算して三月以内に、大蔵省令で定める手続により、その認定を試験委員に申請しなければならない。

7 試験委員は、前項の規定による申請に基き第五項の規定による認定をしたとき、又はその認定をしなかつたときは、その旨を申請者に通知する。

8 昭和二十六年六月三十日以前に実施された公認会計士第三次試験又は特別公認会計士試験に合格した公認会計士は、第二十二条第一項の規定にかかるままで、政令で定める三十時間以上の税法に関する講習又は研修を経た後でなければ、税理士の登録を受けることができない。

9 左に掲げる者については、この法律施行の日から起算して三月間(その期間内に第二十一条第一項の規定による登録の申請をした場合には、当該申請に基き税理士の登録を受けた日又は当該申請の却下の処分が確定した日までの期間)は、この法律施行の日におい

て税理士とおつたものとみなして、この法律の規定(税理士の登録及び税理士証票に関する規定を除く。)を適用する。この場合における基準により税法及び会計学の際現に税理士業務を行うための事務所を二以上設けているときは、この法律施行の日においてその設置について第四十條第二項但書の規定による国税庁長官の許可を受けたものとみなす。

10 前項前段の規定は、第四項第二号に掲げる者に準用する。この場合において、前項前段中「この法律施行の日」とあるのは、「旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けている公認会計士」である。

11 前二項の規定は、第四條の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

12 旧税務代理士法に基く税務代理士会は、この法律施行の日において、前項前段中「この法律施行の日」とあるのは、「旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けた日」と読み替えるものとする。

13 前項の法人(以下「旧税務代理士会」という。)の組織及び運営に関する事務を行ふことを目的とする法人となつたものとする。

14 旧税務代理士会の会員が同会を退会した場合の退会した者に対する財産の分與については、この法律施行の際現に同会の会員である者の三分の二以上の多数をもつてする決議によつて定めるところによる。

15 旧税務代理士会は、第五十二条第二項の規定にかかるままで、税理士会又はこれに類似する名称を用いることができる。

16 旧税務代理士会は、法人税法の規定の適用については、同法第五條第一項に規定する法人とみなす。

17 旧税務代理士会は、その組織を変更して税理士会となることができる。

18 旧税務代理士会は、前項の規定によりその組織を変更して税理士会となるには、この法律施行の日から起算して三月以内に、会員の三分の二以上の多数をもつてする決議により定款を作成し、大蔵省令で定める手続により、その定款に依り、大蔵大臣は、前項の規定による申請に基きその認可をしたとき、又はその認可をしなかつたとき、大蔵大臣の認可を申請しなければならない。

19 大蔵大臣は、前項の規定による申請に基きその認可をしたとき、又はその認可をしなかつたときは、その旨を申請者に通知する。

20 第十七項の規定による組織変更是、第十八項の規定による大蔵大臣の認可に因つてその効力を生ずる規定を除く。)の例による。但し、旧税務代理士会の会員は、同会を退会することができるものとし、税理士は、新たに同会の会員となることができるものとする。

21 第十七項の規定による組織変更是、その効力を生じた場合においては、第十八項の規定による大蔵大臣の認可をもつて税理士会の設立の許可とみなして民法第三十四条の規定による法人の設立の登記に係る同法及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定を適用する。

22 旧税務代理士会は、第十八項に規定する期間内に定款の認可の申請をしなかつた場合又は当該認可の申請をしたがその認可を受けることができる。これは、当該期間の満了の日又はその認可をしない旨の通知を受けた日において解散する。

23 前項の規定により旧税務代理士会が解散したときは、会長がその清算人となる。但し、会長が欠員のときは、又は会長に事故があるときは、副会長がその清算人となる。

24 前項の規定により清算人となる者がないと、又は清算人が欠けたとき、若しくは清算人に事故が生じたときは、総会が選任した者が清算人となる。

25 旧税務代理士会の残余財産の処分については、会員の三分の二以上の多数をもつてする決議によつて定めるところによる。

26 旧税務代理士会の清算は、国税庁長官が監督する。

27 民法第七十三條、第七十八條から第八十條まで、第八十三條及び第八十四条第六号(同法第七十九条の公告に關する部分に限る。)の規定(法人の清算)は、旧税務代理士会の清算に準用する。

28 当分の間、第四條第五号中「地方税法(昭和二十五年法律第二百六号)又は旧地方税法(昭和二十三年法律第二百十号)」(地方税法附則二十六号)とあるのは、「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号)又は旧地方税法(昭和二十二年法律第二百十号)」(地方税法附則二十六号)とあるのは、「地方税法(昭和二十六年)において実施される税理士試験に關しては、第六條第一号中「地方税法のうち附加価値税に関する部分又は事業税(特別所得税を含む。)に関する部分」と読み替えるものとする。

29 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

30 第四條第二十二号を次のよう改める。

二十二 税理士試験並びに税理士の登録及び監督を行うこと。第九條第一項第二号を次のよう改める。

二 税理士に関する制度を調査、企画及び立案すること。

三十條第十二号を同條第十三号とし、同條第十三号を同條第十四号とし、同号第十一号の次に次の一號を加える。

十二 税理士の登録及び監督を行うこと。

第三十一條を次のよう改めること。

(直税部の事務)

第三十一條 直税部においては、直税の賦課に関する事務(調査)

を接する所掌に属するものを除く。

第三十五條第一項の表中「税務代理

士せん衡審議会の項を削り、
再評価税額等について調査審議すること。

全国資産再評価調査会

国税庁長官の諮問に応じて、資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)による再評価額又は再評価税額等に關する審査の請求その他の重要な事項について調査審議すること。

税理士試験委員

再評価税額等に關する審査の請求その他の重要な事項について調査審議すること。

全国資産再評価調査会

国税庁長官の諮問に応じて、資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)による再評価額又は再評価税額等に關する審査の請求その他の重要な事項について調査審議すること。

税理士試験を行ふこと。

税理士試験委員

再評価税額等に關する審査の請求その他の重要な事項について調査審議すること。

税理士試験を行ふこと。

税理士試験委員

再評価税額等に關する審査の請求その他の重要な事項について調査審議すること。

税理士試験を行ふこと。

税理士試験委員

再評価税額等に關する審査の請求その他の重要な事項について調査審議すること。

第二十三條第四項第一号中

に改める。

「税務代理士業」を「税理士業」に改め、第七百七十六條第三項第六号中「税務代理士業」を「税務代理士業及び税理士業」に改める。

公認会計士法の一部を次のように改正する。

第四條第七号中「税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)」、「税理士法(昭和二十六年法律第百十号)」、「税理士業(昭和二十六年法律第百十号)」、「旧税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)」に、「税理士の許可」を「登録の取消」に改め、第五十七條

「税理士」を加える。

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第四條を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

「税理士」となる資格を有する者

「税理士の取消」に改め、第五十七條

「税理士」を加える。

第二項第一号中「計理士」の下に記載する通りとする。

第三項第一号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

「税理士」となる資格を有する者

「税理士の取消」に改め、第五十七條

「税理士」を加える。

第三項第一号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

「税理士」となる資格を有する者

「税理士の取消」に改め、第五十七條

「税理士」を加える。

第三項第一号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

「税理士」となる資格を有する者

「税理士の取消」に改め、第五十七條

「税理士」を加える。

附則中「四月一日」を「五月一日」に改める。

(保税倉庫法及び保税工場法の一
部を改正する法律の一部改正)

第二條 保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第六十五号)の一部を次のように改める。

第三條 保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第六十五号)の一部を次のように改める。

附則第一項中「四月一日」を「五月一日」に改める。

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された

一、相互銀行法案(衆)

二、信用金庫法案(衆)

三、信用金庫法施行法案(衆)

四、税理士となる資格を有する者

一、相互銀行法案(衆)

二、相互銀行法案(衆)

三、相互銀行法案(衆)

四、税理士となる資格を有する者

一、相互銀行法案(衆)

二、相互銀行法案(衆)

三、相互銀行法案(衆)

四、税理士となる資格を有する者

一、相互銀行法案(衆)

二、相互銀行法案(衆)

三、相互銀行法案(衆)

四、税理士となる資格を有する者

二、預金又は定期積金の受入

三、資金の貸付又は手形の割引

四、有価証券、貴金属その他の物

五、有価証券の払込金の受入又は

その元利金若しくは配当金の支

払の取扱

六、貯蓄銀行法(大正十年法律第十四号)第一條第二項本文(業務の制限)の規法は、相互銀行には適用しない。

七、貯蓄銀行法(大正十年法律第十四号)第一項第一号に規定する

八、前項の免許を受けようとする者は、申請書に定款、業務の種類及び方法を記載した書面並びに事業計画書を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

九、相互銀行業は、大蔵大臣の免許を受けなければ、これを営むことができない。

十、前項の免許を受けようとする者は、申請書に定款、業務の種類及び方法を記載した書面並びに事業計画書を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

十一、相互銀行業は、資本金が左の各号に定める金額以上の株式会社でなければ、これを営むことができない。

十二、相互銀行業は、資本金が左の各号に定める金額以上の株式会社でなければ、これを営むことができない。

十三、相互銀行業は、資本金が左の各号に定める金額以上の株式会社でなければ、これを営むことができない。

十四、相互銀行業は、資本金が左の各号に定める金額以上の株式会社でなければ、これを営むことができない。

十五、相互銀行業は、資本金が左の各号に定める金額以上の株式会社でなければ、これを営むことができない。

十六、相互銀行業は、資本金が左の各号に定める金額以上の株式会社でなければ、これを営むことができない。

十七、相互銀行業は、資本金が左の各号に定める金額以上の株式会社でなければ、これを営むことができない。

十八、相互銀行業は、資本金が左の各号に定める金額以上の株式会社でなければ、これを営むことができない。

十九、相互銀行業は、資本金が左の各号に定める金額以上の株式会社でなければ、これを営むことができない。

二十、相互銀行業は、資本金が左の各号に定める金額以上の株式会社でなければ、これを営むことができない。

二十一、相互銀行業は、資本金が左の各号に定める金額以上の株式会社でなければ、これを営むことができない。

二十二、相互銀行業は、資本金が左の各号に定める金額以上の株式会社でなければ、これを営むことができない。

二十三、相互銀行業は、資本金が左の各号に定める金額以上の株式会社でなければ、これを営むことができない。

二十四、相互銀行といふ文字を用いなけ

して他の会社の常務に従事したとき。

第十一條の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうしたとき。

二 銀行法第二十一條の規定によい、不実の申立その他の方法による検査に際し、帳簿書類の虚偽、より検査を妨げたとき。

第二十五條 左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした相互銀行の役員又は支配人を一円以下の過料に処する。

一 第七條の規定に違反したとき。

二 第八條第二項の規定に違反して営業区域外で業務を営んだとき。

三 第九條の規定に違反したとき。

四 第十五條第二項の規定に違反して事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

五 第十六條第一項若しくは第十

七條第一項又は銀行法第十六條若しくは第十九條の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

六 第十六條第三項の規定に違反したとき。

七 銀行法第八條の規定に違反したとき。

八 この法律により相互銀行に備えて置くべき書類を備えて置かず、若しくは大蔵大臣に提出すべき書類の提出を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 銀行法第十三條の規定に違反

十 銀行法第二十二條、第二十三

條、第二十六條又は第二十九條の規定により大蔵大臣又は裁判所のした命令に違反したとき。

第二十六條 第六條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関しては第二十三條又は第二十四條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 無盡業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

3 「第五條第二項」に改める。
この法律施行の際、現に改正前

の無盡業法（以下「旧法」といいう。）の規定により、営業の免許を受けている無盡会社（金銭以外の財産の給付をする無盡会社を除く。以下「既存無盡会社」といいう。）については、旧法は、この法律施行後三年を限り、なおその効力を有し、この法律第四條の規定は、これを適用しない。

4 大蔵大臣は、既存無盡会社が前

項の期間内に第三條の規定により営業免許申請書を提出した場合において、その会社が、相互銀行業を営むのに適当なものであると認めたときは、これを免許しなければならない。

5 相互銀行は、既存無盡会社の営業の全部又は一部を譲り受けけることができる。但し、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 既存無盡会社であつて相互銀行

第一條第一項中「金銭ノ給付ヲ為スル謂フ無盡類似ノ方法ニ依リ金銭、有価証券其ノ他ノ財産ノ給付ヲ為スモノ」を「金銭以外ノ財産ノ給付ヲ為スモノ」に改め、同條第二項を削る。

第五條第一項を次のように改め、第二項を削り、第三項を第二項とする。

無盡会社ハ其ノ商号中ニ無盡ナル文字及給付ヲ為ス主タル財産ノ種類ヲ示スペキ文字ヲ用フベシ

第十條第一項第六号中「金錢及有價券以外ノ財產」を「金錢以外

ノ財產」に改める。

第十條第一項中第一号から第三

号までを削り、第四号を第一号とし、以下順次繰り上げ、第二項及び第三項を削る。

第四十條中「第五條第三項」を

「第五條第二項」に改める。

この法律施行の際、現に改正前

の無盡業法（以下「旧法」といいう。）の規定により、営業の免許を受けている無盡会社（金銭以外の財産の給付をする無盡会社を除く。以下「既存無盡会社」といいう。）については、旧法は、この法律施行後三年を限り、なおその効力を有し、この法律第四條の規定は、これを適用しない。

大蔵大臣は、既存無盡会社が前

項の期間内に第三條の規定により営業免許申請書を提出した場合において、その会社が、相互銀行業を営むのに適当なものであると認めたときは、これを免許しなければならない。

相互銀行は、既存無盡会社の営業の全部又は一部を譲り受けけることができる。但し、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

既存無盡会社であつて相互銀行

第一條第一項中「銀行業」の下

に「相互銀行業」を加える。

第四條第三十七号及び第十二條

第一項第八号中「銀行業」の下

に「相互銀行業」を加える。

第十條第一項中「銀行預金」加

定期積金又ハ掛金ノ払込

第四條第一項中「貯蓄銀行預

金」の下に「相互銀行預金」加

定期積金又ハ掛金ノ払込

第九章 登記（第六十五條—第八

二條）

第七章 合併及び事業の譲渡又は

譲受（第五十八條—第六十

二條）

第八章 解散及び清算（第六十三

條・第六十四條）

第五章 事業（第五十三條—第五

十四條）

第六章 経理（第五十五條—第五

十二條）

第七章 雜則（第八十六條—第八

十五條）

によりなされたものとみなす。

旧法の規定によつてなされた認可又は承認があつて、前項の規定により、この法律の規定によつてなされたものとみなされるものについて、この法律において当該認可又は承認の有効期間を定めたものの期間は、旧法の規定によつてなされたものとみなされるものについて、この法律の規定によつて当該認可又は承認の日から起算する。

第五章 事業（第五十三條—第五

十四條）

第六章 経理（第五十五條—第五

十二條）

第七章 合併及び事業の譲渡又は

譲受（第五十八條—第六十

二條）

第八章 解散及び清算（第六十三

條・第六十四條）

第九章 登記（第六十五條—第八

二條）

第十章 雜則（第八十六條—第八

十五條）

第一章 罰則（第九十條—第九

十三号）

附則 第十一章 罰則（第九十條—第九

十三号）

附則 第十二章 総則（第一條—第一

二條）

第一章 総則（第一條—第一

二條）

第二章 会員（第十條—第二十一

條）

第三章 設立及び事業免許の申請（第二十二條—第三十條）

第四章 管理（第三十一條—第五

十二條）

第五章 事業（第五十三條—第五

十四條）

第六章 経理（第五十五條—第五

十二條）

第七章 合併及び事業の譲渡又は

譲受（第五十八條—第六十

二條）

によりなされたものとみなす。

第一章 総則（第一條—第九條）

目次

信用金庫法

信用金庫法

第二章 会員（第十條—第二十一

條）

第三章 設立及び事業免許の申請（第二十二條—第三十條）

第四章 管理（第三十一條—第五

十二條）

第一章 総則（第一條—第九條）

第一條 本法は、国民大衆のための金融の円滑を図り、その貯蓄の増強を資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。

第二章 信用金庫及び信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）

第二條 本法は、旧法の規定によつてなされた認可、承認、命令、処分その他の行為は、この法律（第二十條において準用する銀行法の規定を含む。以下同じ。）中これに相当する規定のある場合においては、この法律の規定

第三章 金庫の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(事業免許)

第四條 金庫の事業は、大蔵大臣の免許を受けなければ行うことができない。

(出資の最低限度)

第五條 信用金庫の出資の総額は、左の各号に定める金額以上でなければならない。

一 東京都で特別区の存する地域又は大蔵大臣の指定する人口五十万以上の市に主たる事務所を有する信用金庫にあつては一千万円

二 前号に規定する信用金庫以外の信用金庫にあつては五百萬円

三 信用金庫連合会の出資の総額は、一億円以上でなければならない。

(名称)

第六條 金庫は、その名称中に左の文字を用いなければならない。

一 信用金庫にあつては信用金庫

二 信用金庫連合会にあつては信

用金庫連合会

三 この法律によつて設立された金庫以外の者は、その名称中に信用

金庫又は信用金庫連合会であることを示すような文字を用いること

ができない。

四 金庫の名称については、商法

第十九條から第二十一條まで(商号)の規定を準用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七條 左の金庫は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二

十四条各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

一 信用金庫であつて、会員たる事業者の常時使用する従業員の数が百人をこえないもの

二 前号に規定する信用金庫をもつて組織する信用金庫連合会

(登記)

第八條 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(監督機関)

第九條 大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、金庫を監督する。

(会員たる資格)

第十條 信用金庫の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款号及び第二号に掲げる者にあつては、その常時使用する従業員の数を定めるものとする。但し、第一号及び第二号に掲げる者で定款号が百人をこえる事業者を除く。

一 その信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者

二 その信用金庫の地区内に事業所を有する者

三 その信用金庫の地区内において勤労に従事する者

四 その信用金庫連合会の会員たる資格を有する者は、その連合会の地区内に住所又は居所を有する者

五 その信用金庫連合会の会員たる資格を有する者は、その連合会の地区内に住所又は居所を有する者

六 その信用金庫連合会の会員たる資格を有する者は、その連合会の地区内に住所又は居所を有する者

七 その信用金庫連合会の会員たる資格を有する者は、その連合会の地区内に住所又は居所を有する者

八 その信用金庫連合会の会員たる資格を有する者は、その連合会の地区内に住所又は居所を有する者

九 その信用金庫連合会の会員たる資格を有する者は、その連合会の地区内に住所又は居所を有する者

十 その信用金庫連合会の会員たる資格を有する者は、その連合会の地区内に住所又は居所を有する者

(出資)

第十一條 会員(信用金庫及び信用金庫連合会の会員をいう。以下同

つて、定款で定めるものとする。

2 出資の一戸の金額は、均一でなければならない。

3 一会员の出資口数は、出資総口数の百分の十をこえてはならない。

4 会員の責任は、その出資額を限度とする。

5 会員は、出資の払込について、相殺をもつて金庫に対抗することができる。

(議決権)

第六條 会員は、各々一箇の議決権を有する。

2 会員は、定款の定めるところにより、第四十五條の規定により、あらかじめ通知のあつた事項につき、代理人をもつて議決権を行うことができる。但し、他の会員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権を行う者は、総会における出席者とみなす。

4 会員は、定款の定めるところにより、第四十五條の規定により、あらかじめ通知のあつた事項につき、代理人をもつて議決権を行うことができる。但し、他の会員でなければ、代理人となることができない。

5 会員は、定款の定めるところにより、第四十五條の規定により、あらかじめ通知のあつた事項につき、代理人をもつて議決権を行うことができる。但し、他の会員でなければ、代理人となることができない。

2 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、金庫の承諾を得なければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 会員は、持分を共有することができない。

(自由脱退)

第十六條 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がないと

きは、会員は、金庫に對し、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを、請求することができます。

(時効)

第十七條 会員は、左の事由に因つて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 破産

四 除名

会員になつたものとみなす。この場合においては、相続人たる会員は、被相続人の持分について、その会員に対する旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

2 死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(持分の譲渡)

第十五條 会員は、金庫の承諾を得て、会員又は会員たる資格を有する者にその持分を譲り渡すことができる。

(脱退者の持分の払戻)

第十八條 会員は、前條第一項第一号から第四号までの規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における金庫の財産によって定める。

3 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、金庫の承諾を得なければならない。

4 会員は、持分を譲り受けようとする。

2 前項の持分は、脱退した会員が請求権は、脱退の時から二年間不行わないときは、時効に因つて消滅する。

(払戻の停止)

第十九條 前條第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間不行わないときは、時効に因つて消滅する。

(時効)

第二十条 金庫は、脱退した会員が金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻を停止することができる。

(金庫の持分取得の禁止)

第二十一条 金庫は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。但し、金庫が権利を実行するため必要がある場合又は第十六條の規定により譲り受ける場合においては、この限りでない。

当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合においては、金庫は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

2 死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(持分の譲渡)

第十五條 会員は、金庫の承諾を得て、会員又は会員たる資格を有する者にその持分を譲り渡すことができる。

(脱退者の持分の払戻)

第十八條 会員は、前條第一項第一号から第四号までの規定により脱退したときは、定款の定めるところにより脱退した会員が請求権は、脱退の時から二年間不行かないときは、時効に因つて消滅する。

2 前項の持分は、脱退した会員が請求権は、脱退の時から二年間不行かないときは、時効に因つて消滅する。

(時効)

第十九條 前條第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間不行かないときは、時効に因つて消滅する。

(時効)

第二十条 金庫は、脱退した会員が金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻を停止することができる。

(金庫の持分取得の禁止)

第二十一条 金庫は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。但し、金庫が権利を実行するため必要がある場合又は第十六條の規定により譲り受ける場合においては、この限りでない。

2 金庫が前項但書の規定によつて会員の持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

第三章 設立及び事業免許の申請

(発起人)

第二十二条 信用金庫を設立するには、その会員になろうとする七人以上の者が発起人となることを要する。

2 信用金庫連合会を設立するには、その会員になろうとする十五人以上の信用金庫が発起人となることを要する。

(定款)

第二十三条 発起人は、金庫の定款を作成し、これに署名しなければならない。

2 前項の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の名称及び所在地

五 会員たる資格に関する規定

六 会員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額並びにその払込の時期及び方法

八 剰余金の処分及び損失の処理

九 準備金の積立の方法

十 役員の定数及びその選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

十三 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、この期間

3 又は事由

百六十七條(定款の認証)の規定を準用する。

(創立総会)

第二十四条 発起人は、定款作成後、会員なろうとする者を募り、定款を会議の日時及び場所とともに公表して創立総会を開かなければならぬ。

(成立の時期)

2 前項の公表は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては前項の定款を修正することができます。但し、

2 前項の定款には、左の事項を記載しなければならない。

3 事業の免許を受けようとするときは、申請書に左の各号に掲げる書類を添附して、大蔵大臣に提出しなければならない。

4 事業の免許の申請

5 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者でその会員までに発起人に對し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。

6 創立総会については、第十二條並びに商法第二百三十九條第四項、第二百四十條(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四條(株主総会の議事録)及び第二百四十條から第二百五十三條まで(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「信用金庫法第四十八條」と読み替えるものとする。

八 最近の日計表

九 役員の履歴書

十 事務所の位置に関する書面

(事業開始の届出及び免許の失効)

十一 金庫が事業を開始したときは、運営なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(兼職又は兼業の制限)

十二 金庫が、事業の免許を受けた日から六月以内に、事業を開始しないときは、その免許は効力を失う。

2 金庫が、事業の免許を受けた日から六月以内に、事業を開始しないときは、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

3 やむを得ない事由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けた場合においては、前項の規定を適用しない。

4 第四章 管理

(大蔵大臣の認可)

2 金庫は、左の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 一定款を変更しようすると

2 業務の種類又は方法を変更しようとするときは、

3 事務所の位置を変更しようとするときは、

4 一定款を変更しようとする

4 信用金庫連合会にあつては、前項の規定にかかわらず、会員たる信用金庫の業務を執行する役員以外の者のうちから選任することができる。但し、その数は、役員の定数の五分の一をこえてはならない。

(兼職又は兼業の制限)

5 他の金庫若しくは会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。但し、大蔵大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

6 役員及び支配人その他の職員は、他の金庫若しくは会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。但し、大蔵大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

7 役員は、監事と兼任してはならない。

8 役員の任期

9 役員の任期は、二年とする。

10 役員の任期は、三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

11 役員の任期は、二年とする。

12 役員の任期は、三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

13 役員の任期は、一年をこえてはならない。

14 役員の任期は、一年をこえてはならない。

15 役員の任期は、一年をこえてはならない。

16 役員の任期は、一年をこえてはならない。

17 役員の任期は、一年をこえてはならない。

18 役員の任期は、一年をこえてはならない。

19 役員の任期は、一年をこえてはならない。

20 役員の任期は、一年をこえてはならない。

21 役員の任期は、一年をこえてはならない。

22 役員の任期は、一年をこえてはならない。

23 役員の任期は、一年をこえてはならない。

24 役員の任期は、一年をこえてはならない。

25 役員の任期は、一年をこえてはならない。

26 役員の任期は、一年をこえてはならない。

27 役員の任期は、一年をこえてはならない。

28 役員の任期は、一年をこえてはならない。

29 役員の任期は、一年をこえてはならない。

30 役員の任期は、一年をこえてはならない。

31 役員の任期は、一年をこえてはならない。

32 役員の任期は、一年をこえてはならない。

33 役員の任期は、一年をこえてはならない。

34 役員の任期は、一年をこえてはならない。

35 役員の任期は、一年をこえてはならない。

36 役員の任期は、一年をこえてはならない。

37 役員の任期は、一年をこえてはならない。

38 役員の任期は、一年をこえてはならない。

39 役員の任期は、一年をこえてはならない。

2 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所又は居所
二 加入の年月日
三 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることがある。この理由がないのに拒んではならない。

(役員の解任)
第三十九條 会員は、縦会員の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができる。この場合においては、理事会は、正当な理由がないのに拒んではならない。

2 四條(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帶責任)の規定に基づいて、同時にしなければならない。但し、法令又は定款に違反したことと理由として解任を請求するときは、この限りでない。
3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

(支配人)
第四十條 金庫は、支配人を置くことができる。
2 支配人については商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人の規定)を準用する。

3 第四十三條第二項及び第四十四條の規定は、前項の場合に準用する。
2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を認めなければならぬ。
3 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることがある。この場合においては、理事会は、正当な理由がないのに拒んではならない。

2 四條(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連署をもつて、理事に解任の可否を決しなければならない)の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があったときは、理事は、その支配人の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その支配人に對し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。

(通常総会の招集)
第四十二條 理事は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

(臨時総会の招集)
第四十三條 理事は、必要があると

2 会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面をあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

4 総代会については、総会に選ばれたと定めることとする。

5 総代会においては、金庫の解散、合併及び事業の全部の譲渡に

2 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所又は居所
二 加入の年月日
三 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることがある。この理由がないのに拒んではならない。

(役員の解任)
第三十九條 会員は、縦会員の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができる。この場合においては、理事会は、正当な理由がないのに拒んではならない。

2 四條(報告求め調査をする権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帶責任)の規定に基づいて、同時にしなければならない。但し、法令又は定款に違反したことと理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

(支配人)
第四十條 金庫は、支配人を置くことができる。

2 支配人については商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人の規定)を準用する。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

(監査役の責任)
第四十一條 会員は、縦会員の十分の以上の連署をもつて、理事に對し、支配人の解任を請求することができる。

2 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その支配人の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その支配人に對し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。

(通常総会の招集)
第四十二條 理事は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

(臨時総会の招集)
第四十三條 理事は、必要があると

2 会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面をあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

4 総代会については、総会に選ばれたと定めることとする。

5 総代会においては、金庫の解散、合併及び事業の全部の譲渡に

2 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所又は居所
二 加入の年月日
三 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることがある。この理由がないのに拒んではならない。

(役員の解任)
第三十九條 会員は、縦会員の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができる。この場合においては、理事会は、正当な理由がないのに拒んではならない。

2 四條(報告求め調査をする権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帶責任)の規定に基づいて、同時にしなければならない。但し、法令又は定款に違反したことと理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

(支配人)
第四十條 金庫は、支配人を置くことができる。

2 支配人については商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人の規定)を準用する。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

(監査役の責任)
第四十一條 会員は、縦会員の十分の以上の連署をもつて、理事に對し、支配人の解任を請求することができる。

2 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その支配人の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その支配人に對し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。

(通常総会の招集)
第四十二條 理事は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

(臨時総会の招集)
第四十三條 理事は、必要があると

2 会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面をあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

4 総代会については、総会に選ばれたと定めることとする。

5 総代会においては、金庫の解散、合併及び事業の全部の譲渡に

ついて議決することができない。
(出資一口の金額の減少)

第五十一條 理事は、総会において
出資一口の金額の減少の議決があ
つたときは、その議決の日から二
週間以内に、財産目録及び貸借対
照表を作らなければならない。

2 金庫は、前項の期間内に、債権
者に対し、異議があれば一定の
期間内にこれを述べるべき旨を公
告し、且つ、預金者以外の知れて
いる債権者には、各別にこれを催
告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下
つてはならない。

第五十二條 債権者が前條第二項の
一定の期間内に異議を述べなかつ
たときは、出資一口の金額の減少
を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、
金庫は、弁済し、若しくは相当の
担保を供し、又は債権者に弁済を
受けさせることを目的として信託
業務を営む銀行に相当の財産を信
託しなければならない。

3 金庫の出資一口の金額の減少に
ついては、商法第三百八十條(株
式会社の資本減少の無効の規定を
準用する)。

第五章 事業

(信用金庫の事業)

第五十三條 信用金庫は、左の業務
及びこれに附隨する業務を行ふこ
とができる。
一 預金又は定期積金の受入
二 資金の貸付(会員の以外の者
に対する貸付については、その
預金又は定期積金を担保とする
場合に限る。)

(事業年度)

(第五十五條 金庫の事業年度は、四 月一日から翌年三月三十一日まで とする。)

(法定準備金)

第五十六條 金庫は、出資の総額に
達するまでは、毎事業年度の剩余
金の百分の十に相当する金額以上
の金額を準備金として積み立てな
ければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補

三 会員のためにする手形の割引
四 会員のためにする内国為替取
引

五 会員のためにする有価証券、
貴金属その他の物品の保護預り
六 国民金融公庫その他大蔵大臣
の指定する者の業務の代理

2 信用金庫は、前項第四号に規定
する業務を行おうとするときは、
大蔵大臣の認可を受けなければな
らない。

3 会員に対する資金の貸付及び
手形の割引

四 有価証券の保護預り

二 会員に対する資金の貸付及び
手形の割引

三 内国為替取引

一 会員の預金の受入

二 会員に対する資金の貸付及び
手形の割引

三 会員の預金の受入

四 有価証券の保護預り

二 会員に対する資金の貸付及び
手形の割引

三 会員の預金の受入

に充てる場合を除いては、取りく
ずしてはならない。

(剰余金の配当)

第五十七條 金庫は、損失をてん補
し、前條の準備金を控除した後で
なければ、剰余金の配当をしては
ならない。

2 剩余金の配当は、定款の定める
ところにより、会員の金庫の事業
の利用分量又は出資額に応じてし
らべなければならない。

3 出資額に応じてする剰余金の配
当の率の最高限度は、定款で定め
なければならない。

四 第七章 合併及び事業の譲渡
又は譲受

(合併、事業の譲渡又は譲受)

二 会員に対する資金の貸付及び
手形の割引

三 会員の預金の受入

四 有価証券の保護預り

2 前項の規定による役員は、合併
しようとする金庫の会員又は会員
たる法人の業務を執行する役員の
任期は、最初の通常総会の日まで
とする。

3 第一項の規定による設立委員の
選任については、第四十八條の規
定を準用する。

4 定款で定める存続期間の満了
又は解散事由の発生

5 事業の全部の譲渡

6 事業免許の取消

(商法等の準用)

二 会員に対する資金の貸付及び
手形の割引

三 会員の預金の受入

四 有価証券の保護預り

いては、その公告の日附をもつて
確定日附とする。

第八章 解散及び清算

第六十三條 金庫は、左の事由に因
つて解散する。

一 総会の決議

二 合併

三 破産

四 定款で定める存続期間の満了
又は解散事由の発生

五 事業の全部の譲渡

六 事業免許の取消

(商法等の準用)

二 会員に対する資金の貸付及び
手形の割引

三 会員の預金の受入

四 有価証券の保護預り

解散の登記は、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

第八十條 第七十一条の規定による解散の登記は、合併に因つて消滅する金庫の理事の申請によつてする。

2 前項の申請については、第七十五條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

(清算人の登記の申請)

第八十一條 第七十二条第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第七十二条第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第八十二条 第七十三条の規定による清算結了の登記は、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、第六百二十七条第一項の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(設立無効等の登記の手続)

第八十三条 金庫の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合の登記については、非訟事件手続法第百三十五条ノ六

第三十条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(権限の一部の代行)

第八十八条 大蔵大臣は、この法律による権限の一部を地方支局の

(裁判による会社の設立無効の登記)の規定を準用する。

(登記事項の公告)

第八十四条 登記した事項は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所において、遅滞なく、公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第八十五条 金庫の登記については、非訟事件手続法第百三十九條ノ二、第一百四十一條から第百五十一条ノ六まで及び第一百五十四條から第百五十七條まで(商業登記の通則)の規定を準用する。

(実施規定)

第八十六条 大蔵大臣は、この法律による免許又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出その他に關しこの法律を実施する必要な手続を定めることができる。

(認可事項実行の届出及び認可の失効)

第八十七条 金庫が、この法律の規定による認可を受けた事項を実行したときは、遲滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 金庫が、この法律の規定による認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しないときは、その認可是効力を失う。

(銀行法の準用)

第八十八条 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第十條(業務報告書)、第十二條(監査書)、第十八條から第二十六條まで、第二十七條第二項及び第二十八條から第三十一條まで(休日及び休業、払戻の停止、大蔵大臣及び裁判所の監督権限等)の規定は、金庫について準用する。

長に行わせることができる。
(銀行法の準用)

第八十九條 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第十條(業務報告書)、第十二條(監査書)、第十八條から第二十六條まで、第二十七條第二項及び第二十八條から第三十一條まで(休日及び休業、払戻の停止、大蔵大臣及び裁判所の監督権限等)の規定は、金庫について準用する。

第九十条 左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金庫の役員、支配人その他の職員を一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一章 罰則

第九十一条 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して総会の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

第二 第八十九條において準用する銀行法(以下本條及び第九十一條中「銀行法」という)第十條の規定による業務報告書又は銀行法第十二條の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうしたとき。

第三 第三十二条の規定に違反したとき。

第四 第三十三条の規定に違反したとき。

第五 第三十四条の規定に違反したとき。

第六 第三十五条の規定に違反したとき。

第七 第三十六条の規定に違反したとき。

第八 第三十七条の規定に違反したとき。

第九 第三十八条の規定に違反したとき。

第十 第三十九条の規定に違反したとき。

第十一 第四十条の規定に違反したとき。

第十二 第五十一条の規定に違反したとき。

第十三 第五十二条の規定に違反したとき。

第十四 第五十五条の規定に違反したとき。

第十五 第五十六条の規定に違反したとき。

第十六 第五十七条の規定に違反したとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第十七條第二項、第三十八條第四項又は第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一条の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して総会の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十一條の規定に違反したとき。

七 第三十三條の規定に違反したとき。

八 第三十六條又は第三十七條(第六十四条において準用する場合を含む)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は正当の理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九 第三十九條において準用する商法第二百七十四条又は第六十一条において準用する商法第四百二十一條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十 第四十二条、第四十三條第二項又は第四十四條の規定に違反したとき。

十一 第五十一條若しくは第五十二条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十八條第四項において準用する第五十一條若しくは第五十二条第二項の規定に違反して合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受をしたとき。

十二 第五十一条第二項(第五十一条第四項において準用する場合を含む)、第六十二条第一項、第六十四条において準用する商法第四百二十一條第一項又は銀行法第十九條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十三 第五十三条第二項又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

十四 第五十六条の規定又は第五十七条の規定に違反したとき。

十五 第五十八条第三項の規定に違反して合併又は事業の譲渡若しくは譲受をしたとき。

十六 第六十四条において準用する商法第二百三十一條の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

十七 第六十四条において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

十八 銀行法第十二條に規定する監査書を備えて置かず、又は銀行法第二十條の規定により大蔵大臣に提出しなければならない書類帳簿の提出を怠り、又これに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十九 銀行法第二十二条、第二十

三條、第二十六條又は第二十九

條の規定により大蔵大臣又は裁

判所のした命令に違反したと

き。

第九十二条 第六條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第九十三条 金庫の役員、支配人その他の職員がその金庫に関して第九十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その金庫に対しても、同條の罰金刑を科す。

2 前項の場合において、銀行法第十條、第十四條及び第十九條から第二十六條まで並びに貯蓄銀行法第十六條の規定中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と、

銀行法第二十三條、第二十四條及び第二十七條中「営業の免許」とあるのは「事業の認可」と読み替えるものとする。

第六條の次に次の一條を加え
る。
(所管行政庁)

第六條の一 この法律中「行政

第一條 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二條の見出しを「〔認可〕」に改め、同條中「大蔵大臣」を「行政庁」に、「免許」を「認可」に改める。

第三條 前條の組合は、同條の期間内に組合(組合会を設けてる組合にあつては組合会)の議決を経て、信用協同組合にあつては、信用金庫法(昭和二十六年法律第号)による信用金庫と、中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号の事業を行ふ協同組合連合会にあつては、信用金庫法による信用金庫連合会となることができる。

第四條 第二條第一項の規定による金庫への組織変更は、同條同項の期間内に、金庫の主たる事務所の所在地において、信用金庫法第六十五條第二項の事項を登記することに因つて、その効力を生ずる。

第五條 前條第一項の規定による金庫への組織変更是、同條同項の期間内に、金庫の主たる事務所の所在地において、信用金庫法第六十五條第三項、第七十四條第一項、第七十五條第一項及び第二項並びに第七十六条の規定を準用する。

第六條 第一項の登記の申請書には、その組合の主たる事務所の所在地で、第一項の規定による登記を除いて、その組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。

第七條 組合の主たる事務所の所在地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職権で、その組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

第八條 中「千円」を「十万円」に、「官庁」を「官公署」に改める。

二 国債、地方債又は大蔵大臣の定める有価証券の取得

第六條中「第十二條から第十四

條まで〔監査書、役員の兼職制限

及び合併の認可〕を「第十二條

(監査書)、第十四條(合併の認可)

に、「第三十一條」を「第二十九

條に改め、同條に次の二項を加え

る。

2 前項の場合において、銀行法第十條、第十四條及び第十九條から第二十六條まで並びに貯蓄銀行法第十六條の規定中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と、

銀行法第二十三條、第二十四條及び第二十七條中「営業の免許」とあるのは「事業の認可」と読み替えるものとする。

第六條の次に次の二項を加え

る。

行法及び時著銀行法の規定を含む。以下同じ。)によつてなされた免許、認可、届出、命令、処分その他の行為は、第二條の期間満了の日において命令により特別の定をなすものを除く外、改正後の協同組合による金融事業に関する法律の規定によりなされたものとみなし。

(法人税法の改正)

第八條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

(登録税法の改正)

第九條第六項中「市街地信用組合」を「信用金庫、信用金庫連合会」に改める。

(登録税法の改正)

第九條第七号中「市街地信用組合」を「信用金庫、信用金庫連合会」に、「市街地信用組合法」を「信用金庫法に改める。

(印紙税法の改正)

第十條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ六ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ六ノ三 信用金庫又ハ信用金庫連合会ノ発スル出資証券、預金通帳、積金通帳又ハ積金証書同様第九号ノ二の次に次の一号を加え、第九号ノ三を第九号ノ四とする。

九ノ三 信用金庫又ハ信用金庫連合会ノ発スル預金証書ニシテ其ノ記載金高千円未満ノモノ

(地方税法の改正)

第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百四十六條第一項第四号を次のように改める。

四 信用金庫、信用金庫連合会及び市街地信用組合

(事業者団体法の改正)

第十二條 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一年号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「ワ 削除」を「ワ 信用金庫法(昭和二十六年法律第六号)」に改める。

(金融機関経理応急措置法の改正)

第十三條 金融機関経理応急措置法(昭和二十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一号中「地方農業会」の下に「信用金庫、信用金庫連合会」を加える。

(臨時金利調整法の改正)

第十四條 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「漁業会」の下に「信用金庫、信用金庫連合会」を加える。

(日本銀行法の改正)

第十五條 日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條ノ三第七号中「商工組合中央金庫」の下に「信用金庫、信用金庫連合会」を加える。

(国民財蓄組合法の改正)

第十六條 国民財蓄組合法(昭和六年法律第六十四号)の一部を次

のように改正する。

第二條第一項第三号の次に次の一号を加える。

八定期積金

第四條第一項中「農業協同組合貯金」の下に「信用金庫預金」を加える。

(商工組合中央金庫法の改正)

第十七條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「又ハ銀行」を「ワ 信用金庫又ハ銀行」に改める。

(信用金庫法連合会)

第十八條 割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

(割増金附貯蓄の取扱に関する法律の改正)

第十九條 第二項中「市街地信用組合」を「信用金庫に改める。

(中小企業信用保険法の改正)

第二條第一項中「市街地信用組合」を「信用金庫に改める。

(協同組合(連合会を含む)を免許し、信用金庫、

(罰則の経過規定)

第二十三條 この法律施行前(この法律施行の際現に存する組合に

いては、第二條に規定する期間の経過前)にした行為に対する罰則を次のように改正する。

第二條第一項中「商工組合中央金庫」の下に「信用金庫」を加え

(貸金業等の取締に関する法律の改正)

連合会に改める。

(経済関係罰則の整備に関する法律の改正)

第二十一條 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号中第十九條の次に次の一号を加える。

十九ノ二 信用金庫法ニ依ル信用金庫法連合会

(大蔵省設置法の改正)

第二十二條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第十号中「信用協同組合(連合会を含む)を免許し」を「信用金庫及び信用金庫連合会の事業を免許し、信用金庫」に改める。

(罰則の経過規定)

第二十三條 この法律施行前(この法律施行の際現に存する組合に

いては、第二條に規定する期間の経過前)にした行為に対する罰則を次のように改定する。

第十二條第一項第十号中「信用組合(連合会を含む)を免許し、信用金庫」に改める。

(経過規定の委任)

第二十四條 第二條から第七條までに定めるものの外、この法律の施行に伴い特別の経過措置を必要とするときは、政令で定める。

(附 则)

この法律は、信用金庫法施行の日から施行する。